

厚生常任委員会行政視察報告書

・視察期間 平成24年10月30日(火)～平成24年10月31日(水) 1泊2日

・視察先 港区 放射能・放射線量の測定について
節電対策について
和光市(埼玉県)介護予防事業について
杉並区 こども発達センターについて

・視察委員 委員長 山口 英 治
副委員長 や の 正 史
委 員 岸 利 之
" 木 村 嘉三郎
" 坂 上 明
" 佐 藤 みち子
" 長谷川 久美子
" 花 岡 ゆたか
" 町 田 博 喜
" 八 木 米太郎

上記の順に行政視察報告書を掲載しています。

厚生常任委員会 管外視察報告

報告者 : 山口 英治

期間 : 10月30日(火)～10月31日(水)

調査事項 : <東京都港区>

- ・放射能・放射線の測定について
- ・節電対策について

<和光市>

- ・介護予防事業について

<東京都杉並区>

- ・こども発達センターについて

<放射能・放射線の測定について>

3.11以降、放射能・放射線に対する市民の関心は、非常に高い。西宮市においても学校給食の測定が実施されているが、市民の安全・安心を守るためには、放射能・放射線の測定は、現状でいいのか?という観点から、今回東京都港区を訪問させていただきました。現在、港区における放射能・放射線の測定は、①空間放射線量定点測定、②水道水の放射能測定、③区有施設の砂場の砂の放射能測定及びその地表近くの放射線量測定、④屋外プール水の放射能測定、⑤給食の放射能測定、⑥牛乳の放射能測定を行なっている。震災直後と現在の区民の測定結果における反応は、どのようになっているのかという質問に対し、震災直後の測定結果については、多くの区民が、半信半疑であったが、測定器の貸出を行うことにより、区民自身が実際に測ることで測定結果の信用性が高まっていったとのことである。港区では、測定器4台を貸出として用意し、平成23年11月から開始し、延べ192件の貸出実績がある。また、放射能・放射線を正しく理解するための啓発として、4回講演会を開催している。現在残念なことに国及び行政が、発表する数値に関して、国民・市民は、信頼していない。西宮市としても測定器の貸出について、積極的に取り入れるべきと考える。時間の経過とともに放射能・放射線に対する市民の関心は、落ち着いたものになっていくが、問題が解決していない事実を捉え、取り組んで行くべきであり、その姿勢と市民の意見交換の中で信頼を構築していくしかないと考える。

<節電対策について>

東京都港区における節電対策は、地球温暖化対策のもと推進してきた経緯がある。地域的に昼間、人口の約5倍の100万を超える方が、働いているオフィスの街である。一戸建て住居が少なく、ほとんどが集合住宅であることから、補助制度は、財政的余裕もあり、西宮市とは比較にならないほど充実している。余談の中で子育て世代の人口が、増えていると言うことであるが、新しく販売されているマンションの価格が、7000万円代であるということに、驚きを覚える。少し、西宮市と次元の違いを感じるが、その中でも、港区は、企業と大学、ゼネコンとの友好的関係から節電対策・地球温暖化対策を勧めている。例えば電気自動車のコミュニティバスを導入し、実証実験に協力しており、なおかつ電気自動車で使いおえた電池をテナントビルの蓄電池として活用してシステムを構築している。また、省エネモデル事業として、テナントビルにエネルギー計測器とインターネットを活用したシステムを導入したテナントのエネルギー使用状況の見える化、また、建設面積の過半を占める事務用途の区内民間建築物について①建築物のエネルギー使用の合理化に関する措置、②建築物のヒートアイランド現象に関する措置、③みなとモデル二酸化炭素固定認証制度を踏まえた木材の利用等、港区民間建築物低炭素化促進制度の運用に取り組んでいる。今後西宮市においても企業と大学、ゼネコンとの友好的関係を築き、西宮市オリジナルの節電対策、地球温暖化対策を構築すべきであると考え。

<介護予防事業について>

和光市において在宅介護を中心に特養を作らず、サービス付き高齢者住宅の推進している。そこで重要になってくるのが、地域包括支援センターの役割である。会議においても個別に審議するため、要点だけの報告(報告書は、簡条書き、報告にも簡条で報告)を徹底している。今回視察のひとつの目的であったカジノを利用してのリハビリは、話題性であって根本的リハビリを形を変えて行なっている。西宮市において和光市のように特養を作らないというのは、人口的規模からして難しい点がある。しかし、地域包括支援センターの強化は、学ぶべき点があると考え。

<こども発達センターについて>

西宮市においても、この度わかば園の移転・建て替えが行われることになり、先にこども発達センターを展開された杉並区を視察させていただきました。ハード面における建物においては、シンプルを重要視している点、収納スペースの確保に工夫が、見られた点である。例えば入口は、2階までの吹き抜けであるが、2階から子どもがおもちゃ等を1階に投げ捨てるため、2階は、天井まで柵を後からつけた点、収納棚についても奥行1メートルあるものを作り、すべての遊具が収納できるように工夫されていた。ソフト面に関しては、医師の確保に園長自らが奔走されて確保され、現在でも非常勤を含め6名の医師を確保されている。今後の課題として増加する発達障害児の受け入れ体制の強化を挙げられていた。本市に関しても建て替えに関して

ハード面について

- ① シンプルで子どもの目線・保護者の目線で検討していく
- ② 増加する発達障害児を受け入れるための弾力性をもつ

ソフト面について

- ① 医師の確保を最優先課題として取り組む
- ② スタッフが中心となって現場第一主義で行う

委員会所管事務調査感想・意見等

委員氏名 伊藤 正史

調査の期間	平成24年(2012年)10月30日(火)～31日(水)
調査先及び調査事項	東京都港区・放射能・放射線量の測定について ・節電対策について 和光市・介護予防事業について 東京都杉並区・こども発達センターについて
<p>○ 港区において実施されている放射能測定 除染の作業が行なわれている。週1回の 水道水の放射能測定、除染の日当値を超え た地点への除染活動。その資料を入手し た。その活動の大きさかわかりました。 事故が起きた所からその回りに及ぶ影響を 考える。除染事故の大きさ恐ろしいと感じました。</p>	
<p>○ 港区では、節電対策のため、様々な環境に 関する規制制度があります。西宮市も今後 参考にしていきたいと感じました。</p>	

○介護予防事業について。

くはもとと自分の孫、という機能・感情を築くことが、体の健康・心の健康に良いとされている。

和光市の介護予防事業では、ゲーム-システムマシンを活用して介護予防に役立てている。ゲームを取り入れて予防する。普段の住み方の中で予防する。またまた工夫介護予防の方法があまのように思われる。人間が本来持っている機能を使い、感情・欲望を築き上げたことが介護予防につながるのだと思える。

○杉並区のことや築造について。

印象に残っていることは、本来ある空間で初期の目的ではない、必要に応じて転用しながら使っているということ。

これは、在官立のかけ橋を視察。1年ほど前にいた。今後在官立のかけ橋が移転建築地のかげ橋で、設計の段階で隣りの者に配慮した。現場の人間が働き易いように十分聞き取り調査を繰り返して建物を作って頂きたいと願う。

厚生常任委員会視察報告

岸 利之

期間 平成 24 年 10 月 30 日 (火) ～10 月 31 日 (水)

調査事項 東京都港区

- ・ 放射能・放射線量の測定について
- ・ 節電対策について

和光市

- ・ 介護予防事業について

東京都杉並区

- ・ こども発達センターについて

報告事項

東京都港区 面積 20.34 平方キロメートル

人口 231,245 人 (平成 24 年 6 月 1 日)

昼間人口 約 98 万人～100 万人

港区放射能・放射線対策

具体的な取組

① 子どもたちの安全・安心の確保

保育所や幼稚園、学校、公園も砂場の砂とその地表近くの放射線量を測定。

週 1 回、5～6ヶ所程度

平成 23 年 6 月から延べ 292 回測定

② 安全・安心な給食の提供

保育所や学校等で提供している給食・牛乳について、食材の産地公表や放射能測定の実施

平成 23 年度は 1 食ずつ、検出限界値 10Bq/kg で実施していたが、平成 24 年度からは原則 1 週間分を 1 検体として、検出限界値 0.7Bq/kg で実施。

③ モニタリング体制の強化

これまで芝浦工業大学 (芝浦キャンパス) での定点測定に替えて、平成 24 年度 4 月からは区内 2ヶ所 (港区役所、お台場学園) にモニタリングポストを設置し、常時区内の放射線量をモニタリングしている。

区のホームページで随時公表

④ 身近な場所の安全・安心

港区放射能物質除染実施ガイドラインを策定し、区独自の除染基準に基づき、子どもの生活圏を優先して区所有の除染を実施

区民を対象に放射線量測定器の貸出しを実施

区有施設や道路、公園などにおける新築（新設）・改築（改修）・解体工事を行う際には放射線量を測定し公表します。

・放射性物質除染実施ガイドライン

区有地、区有施設における追加被曝線量が、地表5センチメートルの高さで年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以下とし、超えたら除染します。

港区の砂場ではこれまでの測定において、緊急対応を要する高い数値は測定されていませんが、子どもたちの安全・安心をより確かなものとし、また、保護者の皆さんの不安を解消するという観点から全ての砂場において、通常の維持管理の範囲の中で、順次砂の追加、入れ替えを実施しています。

・放射線量測定器

区民を対象に貸出している機器は、エネルギー補償回路を備えた簡易型の放射線量測定器（クリアパルス社製A2700）で、1台13万円。この機種は区民貸出用4台保有している他職員対応用として16台保有している。他に日立アロカ社製の測定器（TCS-172B、1台約50万円）を2台、SCA（シングルチャンネルアナライザ）機能のついた富士電気株式会社製シンチレーションサーベイメータ（NHC7、1台約50万円）を1台保有。

・放射線量測定器の貸出

1日単位で4台を貸出、4台のうちの1台を土日、祝日等をはさむ週末の複数日貸出にあてている。

⑤ 区民の食に対する不安解消のために

水道水の放射能測定を実施。平成24年度以降については、検出限界値を引き下げたうえで、継続的に水道水の放射能測定を実施し公表します。さらに、流通食品等の監視体制を構築します。

⑥ 区民の健康に対する不安解消のために

区民の健康不安解消のための相談体制の維持。

⑦ 放射能・放射線を正しく理解するために

広報紙や講演会等を通じた放射能・放射線に関する情報提供。
啓発用パンフレットの作成。

港区の地球温暖化対策

① テナントのエネルギー使用状況の見える化

区内のテナントビルにエネルギー計測機器とインターネットを活用したシステムを導入し、テナントはこれによりエネルギー使用量の時間単位、日単位、月単位の使用状況や、機器類ごとの使用状況などを把握し、省エネ対策を推進することができます。また、今後の省エネ施策推進のため、

ビルオーナーとテナントオーナーには省エネ施策に対するアンケートや省エネプログラムを実施の調査に協力してもらいます。

② 港区民間建築物低炭素化促進制度の運用

民間業者が港区内に建設を行う際、延べ面積 5,000 m²を超える建築物のうち、事務用途の延べ面積が 2,000 m²以上の建築物を対象とし、建築主に低炭素化等の環境配慮を求めています。

1. 建築物のエネルギー使用の合理化に関する措置（延床面積等に応じて設定した ERR の基準のクリア）
2. 建築物のヒートアイランド現象に関する措置（低層部からの排熱の防止）
3. みなとモデル二酸化炭素固定認定制度を踏まえた木材の利用。

③ みなとモデル二酸化炭素固定認定制度の運用

区と「みなと森と水ネットワーク会議」に参加している自治体が協定を締結することにより、適切な森林管理と伐採後の再植林が保証された協定木材の使用を推奨します。

④ ちいばす路線を活用した EV バスの実証実験

ちいばすの路線を活用して、超寿命かつ急速充電が可能な新型電池と超急速充電技術を用いた、5 分間程度の短時間充電により、現行の運行計画に対応できる EV コミュニティバスシステムの実験に協力します。この実験ではバスに搭載した電池をリユースして使える超急速充電システムも開発・実証します。実験により EV コミュニティバス導入費用の低減が実証できれば、多くの自治体に普及を促し、二酸化炭素の削減の貢献することができます。また、自動車に利用される蓄電池のリユースを実現できれば区内の建築物の低炭素化にその技術を活かすこともできます。

和光市介護予防事業について

〈和光市長寿あんしんプラン〉

第五期介護保険事業計画

和光市では平成 15 年度から介護予防事業を本格的に実施しているほか、民生委員などの地域のネットワークを活用しつつ、市としての時適切に訪問活動を行うなど、積極的に地域における高齢者の生活状況、ニーズの把握、及びそれを踏まえた施策展開をしてきました。

また、地域密着型サービスである小規模多機能型施設についても、全国的にいまだサービス提供が少ないと言われる中で、本市では平成 18 年度から 3 つの日常生活圏域（北エリア、中央エリア、南エリア）に 4 施設の整備を進め、高齢者の多様なニーズに対応してきました。

さらに、日常生活圏域が設定されてからは、各地域包括支援センターにおいて地域ケア会議を開催し、各専門職が個別ケースについてスタディーを行いながら改善策を検討し、それを実際のケアプランなどに反映させています。

和光市では以下のような先駆的・独自施策に取り組んでいます。

1. 介護予防の重視

- ①軽度認定者を含めた「日常生活圏域ニーズ調査」（保険福祉事業）
- ②介護予防サポート養成・活動（地域支援事業）
- ③多様な介護予防事業（地域支援事業）

- ・ サーキットトレーニング
- ・ ふれっしゅらいふ
- ・ 健康運動ふれっしゅらいふ
- ・ あくていびていあつぶ（認知症予防）
- ・ ヘルシーフット
- ・ フットケアセミナー
- ・ 介護予防測定会
- ・ エンジョイクッキング
- ・ ヘルス喫茶サロン
- ・ 廃用症候群・生活習慣病包括型指導
- ・ 介護予防ヘルプサービス
- ・ 食の自立・栄養改善
- ・ 3B 体操
- ・ うえるかむ事業（閉じこもり予防）

2. 居宅を中心としたサービスの充実

- ① 介護保険利用料助成（一般財源）

②高齢者の住まいへの支援

- ・ サービス付高齢者住宅（地域密着特定施設）の整備（介護保険）
- ・ ハウスプランナー（一般財源）
- ・ 和光市高齢者支援住宅家賃助成（一般財源）
- ・ 介護保険住宅改修助成（一般財源）

③高齢者地域送迎サービス費助成

④高齢者紙おむつ等購入費助成

⑤高齢者栄養改善サービス費助成

⑥健康増進浴場施設利用補助

⑦地域ケア会議の開催

⑧和光市長寿あんしんランドデザインの策定

⑨在宅療養支援診療所の開設支援

3. 地域包括ケアの推進施策

① 介護予防サポーターの育成

② 認知症サポーターの育成

③ 高齢者権利擁護の推進

④ 医療と介護の連携

⑤ 和光市救急医療情報キット配布

⑥ わこう支え合いマップ作成

⑦ 中央第二地域包括支援センター設置

東京都杉並区こども発達センター

こども発達センターは

- ・ 就学前のお子さんと保護者を支援
 - ・ ことばが遅い、運動面がおそい等
 - ・ 様々な専門家が相談・支援する
- 常勤 35 名 非常勤 35 名 計 70 名

区内障害のあるこどもの状況

- ・ 区内の出生数 約 3500 人/年
- ・ 身体障害・知的障害 約 1.5% 55 人
- ・ 発達障害 約 8.2～9.3% 約 300 人

事業①相談

- ・ 一般相談（電話相談、新規来所相談）
- ・ 発達相談すこやか
- ・ 専門相談
- ・ 医療相談

事業②通園グループ指導

- ・ 就学前の小集団 1 グループ 9～10
- ・ 遊びを通して発達を促し、保護者を支援する
- ・ 親子グループ（1～2 歳児）
- ・ 幼児グループ（3～5 歳児）

事業③言語・心理指導

- ・ 個別指導 約 850 人
- ・ 小グループ指導（5～6 人で対人関係、集団適応等の指導）

事業④リハビリテーション

事業⑤発達障害児支援

- ・ 発達相談「すこやか」
- ・ 発達障害児グループ指導

事業⑥巡回指導

- ・ 障害児の在園する保育所や、発達の心配なこどもがいる幼稚園が対象
- ・ 医師や心理職が訪問し運営について助言
- ・ 必要に応じてセンターの専門職が個別的に助言したり情報提供

事業⑦研修 講演会

- ・ 療育講座 保護者 関係者向け
- ・ 施設公開 関係機関職員向け講座

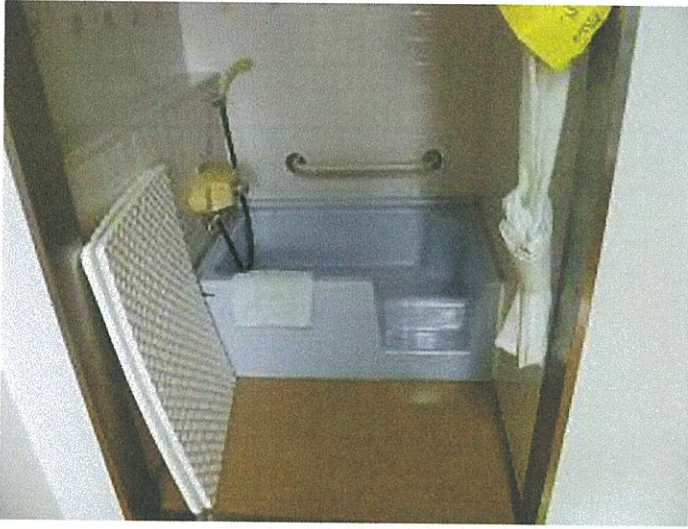


区の所有備品



園庭





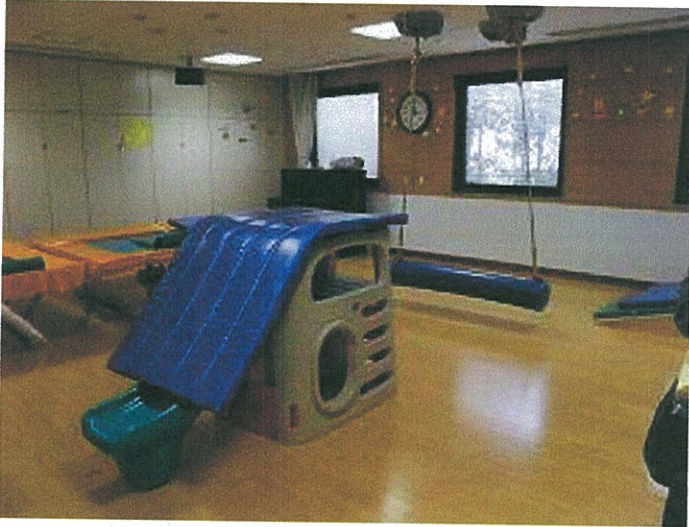
天井からぶら下がっているのはブランコ用ロープです。



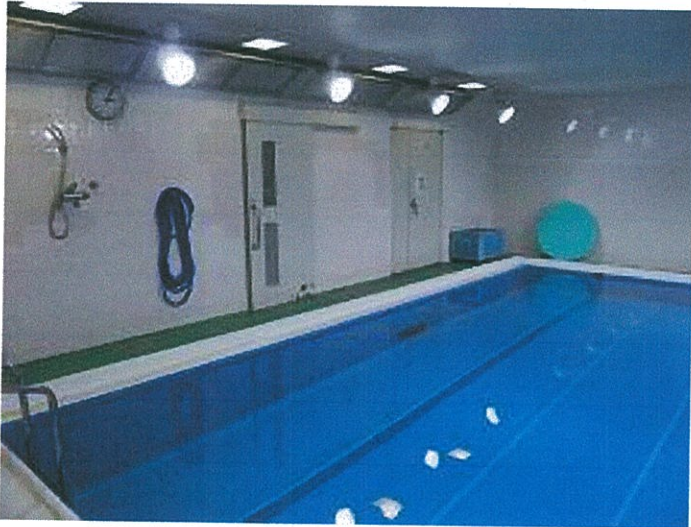
保健室



給食調理室



プレイルーム 収納が広く奥行1mある



保護者と一緒に入る深さ1.2メートルのプール

厚生常任委員会視察を終えて

杉並区のこども発達センターは、今後移転建て替えが予定されている西宮市のわかば園を考える上で重要な点がいくつもありました。

床暖房の設置、収納の多さ、室内プールなども必要なのではないのでしょうか。

トイレの横に簡易シャワーもありました。また、室内ブランコ用のロープは当初から設置したほうが良いようです。

杉並区の問題点としては、発達障害児が多すぎて対応しきれていない点や発達障害児に手がかり過ぎて医療的なケアが必要な重度障害児への対応が十分でない点などがあげられています。これらは西宮市でも同じ問題が起こる可能性があります。

和光市では介護予防に力を注ぎ、特別養護老人ホームを増やさないでいく予定です。西宮市でも介護予防に力を注ぐことには賛成ですが、待機者の多い特別養護老人ホームの問題にも取り組まなければならないでしょう。

今回見ることはできなかったのですが、介護予防事業の一環として行われているアミューズメント・カジノは西宮市でも取り入れることを検討しては如何でしょう。

港区の放射能測定に関しては、福島県からの距離の違いもあり、今の西宮市にどこまで必要かという点では難しいところもありますが、大切なことは住民の安心のために行なっているという点だと思います。安全の確保ができた上で安心に力を注ぐ。その行政の姿勢が原発事故後も人口流出もなく今でも人口増加の港区には見習わなければなりません。

以上2日間の厚生常任委員会視察でした。

厚生常任委員会管外視察報告書

期間：平成 24 年 10 月 30 日～31 日

木村 嘉三郎

■ 東京都港区：放射能・放射線対策について

港区は昨年 3 月に発生した福島第一原子力発電所事故以来、子どもの安全・安心をより確かなものとし、保護者をはじめとする区民の放射能・放射線に対する不安を少しでも解消できるように、さまざまな対策に取り組んできた。しかし、今年に入っても原子力発電所事故に関する放射能・放射線問題について、未だなお、区民から子どもの健康を心配する声などが多く寄せられているために、港区は放射能・放射線問題を中・長期的な課題として捉え、今後も継続して取り組むことで区民、とりわけ子どもの安全・安心をより一層確かなものとし、不安解消に努めるために取り組みを進めている。

取り組みの基本方針として

- ① 区民、とりわけ子どもたちの安全・安心を、より一層確かなものにします。
- ② 区民の放射能・放射線量の実態を引き続き把握し、区民の皆さんにきめ細かくお知らせします。

具体的な取り組みとしては

- ① 水道水の放射能測定（平成 23 年 4 月～）
- ② 区有施設の砂場の砂の放射線測定及びその近くの放射線量測定
（平成 23 年 6 月～）
- ③ 屋外プール水の放射能測定（平成 23 年 6 月～9 月）
- ④ 空間放射能線量定点測定（平成 23 年 6 月～）
- ⑤ 給食の放射能測定（平成 23 年 10 月～12 月、平成 24 年 1 月～3 月）
産地公表（平成 24 年 7 月～）
- ⑥ 牛乳の放射能測定（平成 23 年 10 月～平成 24 年 3 月）
- ⑦ 放射線測定機器の貸出（平成 23 年 11 月～）
- ⑧ 放射能・放射線を正しく理解するための啓発
講演会開催(4 回)、広報誌発行
- ⑨ 放射線モニタリングポスト設置（平成 24 年 3 月～）
- ⑩ 港区放射性物質除染実施ガイドラインの策定（平成 23 年 11 月）

などの取組みを行っている。なお基準値については国の基準値を採用している。

港区放射性物質除染実施ガイドラインによれば、港区は区有地・区有施設における追加被曝線量が、地表から5センチメートルの高さで年間1ミリシーベルト(毎時0.23マイクロシーベルト)の場合は原則除染を行うとしている。

砂場においては、これまでの測定では緊急対応を要する高い数値(港区の除染の目安値：毎時0.23マイクロシーベルト)は測定されていない。しかし、子どもたちの安全・安心をより確かなものとし、また、保護者の不安を解消するためにすべての砂場について砂の追加・入替えを実施し、除去した砂はその場所に穴を掘って埋めている。

その他に港区の災害対策の重点的な取組みとして、

- ① 区人口(夜間人口)約20万人に対して昼間人口100万人以上と昼間人口が非常に多いことから、帰宅困難者に対する対策
- ② 区内には高層建築物が多く存在しており、高層建築物からの避難対策
- ③ 区内は地価・家賃等が非常に高く、職員のほとんどが港区外に居住しているために災害時の職員確保が難しい状況にある。そのために区職員約2,000人中300人を区内に住まわせることを義務付け、いくらかの区職員用住宅についても区が確保するなどについて、取組んでいる。

■ 東京都港区：地球温暖化対策(節電対策)について

東日本大震災の影響により電力需要が厳しい状況にあり、港区でも平成23年度の夏季の使用電力抑制を家庭や個人、事業者を含めた区全体の取組みとするために、港区節電対策基本方針を定め、さまざまな取組みを行ってきた。

港区は事務所が多いために、民生業務部門(事務所・店舗・宿泊施設・公共施設等)が区のエネルギー使用量全体の約7割を占めている。さらに民生業務部門のエネルギー使用量は増加傾向にあり、民生業務部門でのエネルギー使用量の削減が港区の大きな課題となっている。そのために、

- ・テナントビルのエネルギー使用状況の見える化
- ・民間事業者が港区内で延べ面積5,000㎡超え、事務所用途の延べ面積2,000㎡以上の建築物を建設する場合に、建築主に対して低炭素化等の環境配慮を

求めている「港区民間建築物低炭素化促進制度」の運用

・ちいばす路線を活用したEVバス(電気自動車)の実証実験
などに取組んでおり、西宮市の民生家庭部門に重点をおいた取組みとは違った取組みを行っている。

また、新エネルギー・省エネルギー機器の設置についても住宅所有者、事業者の両方を対象に設置費の助成を積極的に行っている。助成対象機器としては、

- ・太陽光発電システム（上限額住宅用 60 万円、業務用 200 万円）
- ・太陽熱温水器（上限額住宅用 10 万円、業務用 20 万円）
- ・太陽熱ソーラーシステム（上限額住宅用 30 万円、業務用 50 万円）
- ・エコキュート（上限額住宅用 8 万円、業務用 8 万円）
- ・エコジョーズ（上限額住宅用 3 万円、業務用 50 万円）
- ・高効率空調機（上限額業務用 50 万円）
- ・日射調整フィルム（上限額住宅用 7.5 万円、業務用 75 万円）

等が対象となっており、西宮市と比べて助成対象も多い上にかかなり手厚い助成を行っている。また、これらの規制や助成は条例ではなく法的規制の弱い要綱で運用されているにもかかわらず、実績を上げている点は評価できる。

民生家庭部門である家庭に対する節電対策として、7月から9月までの3ヵ月間の家庭での使用電力を削減するために事前にエントリーした503世帯を対象に「みなと節電チャレンジ」を実施し、平均削減率31.9%を達成している。節電の取組み項目としては、

- ・エアコンの設定温度を28度℃にする
- ・無理のない範囲でエアコンを消す
- ・こまめに照明を消す
- ・テレビを省エネモードにし、必要のないときは消す
- ・トイレの便座保温・温水機能をオフにする
- ・使わない機器のコンセントを抜く

などであり、取組みと並行して「みなと節電チャレンジ」の参加者を対象に、家庭での節電アイデアを募集する「節電コンクール」を実施し、応募者の中から審査し、入賞者を表彰するとともに区のホームページで紹介している。

■ 埼玉県和光市：介護予防事業について

和光市は要介護(要支援)認定率が全国平均 17.4%、西宮市 16.5%に対して 10.2%と非常に低く、大きな成果をあげている。

このような大きな成果があげられたのは、

- ・生活機能評価を含む「日常生活圏域ニーズ調査」の充実、その調査結果による地域課題や必要となるサービスの把握や分析ができていること
- ・地域包括支援センターの機能強化、特に「地域コミュニティケア会議」(地域ケア会議)が十分機能していることにより、高齢者個々が必要とする在宅サービスの充実や生活支援の把握ができていること
- ・適切なケアマネジメント(介護予防と自立支援型マネジメント)の積極的な取り組み

などに積極的に取り組んでいることが考えられる。

「日常生活圏域ニーズ調査」は平成 13 年度より実施され、郵送回収と未回収者への訪問による調査の二本立てで行われており、回収率は 95%にもなっている。調査は 65 歳以上の高齢者を対象に個人記名方式で行われ、調査項目は○身体機能・日常生活機能(ADL・IADL) ○住まいの状況 ○認知症状 ○疾病状況などである。この調査結果により、どの圏域にどのようなニーズをもった高齢者がどの程度生活しているのかを把握して、地域の課題や必要となるサービスの把握・分析に役立させている。また、この調査結果を基に介護保険事業(支援)計画が策定されている。計画の中で○日常生活圏域の設定 ○介護サービスの種類ごとの見込み ○施設の必要利用定員 ○地域支援事業 ○介護人材の確保策などが記載されているが、この他に地域の実情を踏まえた内容として、○認知症支援策の充実 ○在宅医療の推進 ○高齢者に相応しい住まいの計画的な整備 ○見守りや配食などの多様な生活支援サービス などが盛り込まれている。

和光市の基本目標は、地域包括ケアシステムの構築による介護保障(特別養護老人ホームを整備せず、在宅介護の限界の向上)と自立支援の確立である。この基本目標に沿って基本方針が定められており、

- ① 介護予防及び要介護度の重症化予防の一層の推進
- ② 在宅介護と在宅医療の連携強化及び施設や病院における入退院時の効果的連携
- ③ 地域密着型サービスの効果的な整備
- ④ 自立支援を基本とした地域包括支援センターによる包括ケアマネジメント

の推進

これらの基本方針に基づいて、様々な事業が実施されている。

また、和光市の地域包括支援センターは市内に4カ所整備されているが、地域包括支援センターがケアマネジメントの支援や地域の課題解決などの面で十分に機能している。特に地域包括支援センター内に設置されて「地域コミュニティケア会議」（地域ケア会議）は毎週開催され、一事例あたり約20分、合計で約3～4時間程度の会議を行い、困難事例などに対する支援方針の調整などを行い、高齢者の自立支援に多くの成果をあげている。

「地域コミュニティケア会議」は介護保険制度の理念である「尊厳の維持」「自立支援」を実現するために、市・地域包括支援センター・介護支援専門員・事業者が一堂に会して、要介護者・要支援者及び特定高齢者のケアプランや事業内容について、個別のケースごとに支援方法や方向性を検討し、また、事後評価も行っている。和光市の「地域コミュニティケア会議」には基本的には①同市長寿あんしん課職員、②各地域包括支援センターの担当者、③外部の管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士(計3名)、④検討する個別事例ごとの介護支援専門員・介護サービス事業所担当者が参加している。また、必要に応じて同市社会福祉課(生活保護・障害担当)、子ども福祉課、消費生活相談員、地域のインフォーマルサービスの関係者、保健師、看護師・社会福祉士などの参加を求める場合もある。

このように和光市は65歳以上の高齢者全体の把握に努め、その調査結果に基づいて、軽度認定者(要支援1,2)に対して「自立支援」という目標設定を行っている。その視点で行政・地域包括支援センター・ケアマネージャー・サービス事業者が連携し「地域コミュニティケア会議」（地域ケア会議）を開催し、関係者が意見交換を行いながら、高齢者個々のケアプランを丁寧に作成・チェックを行っている。また、これらのきめ細かな取組みが地域包括支援センター職員、ケアマネージャー、ディサービス・ヘルパー事業所の従事者の資質やサービスの向上にもつながっている。このように自立支援を中心としたきめ細かな取組みを行っていることが、要介護(要支援)認定率の低さに現れていると考えられる。しかし、このような対応ができるのは西宮市に比べて人口が1/7、市域面積が1/10というコンパクトな大きさ・規模であることが起因しているように思われるが、きめ細かな取組みが要介護(要支援)認定率の低下、関係職員の資質の向上につながっている点については大いに参考にすべきである。

■ 東京都杉並区：こども発達センターについて

こども発達センターは平成9年に「ことばが遅い、運動面が遅い」など心身の発達に遅れやその心配があるこどもとその保護者を対象として、相談や通園による生活指導、個別指導等を実施し、こどもの心身の発達を促すことを目的に設置された。また、医療機関や心身障害児療育関係機関との連携により、地域における心身障害児療育の中心的役割も担っている。

事業内容は、①一般・発達・医療・専門相談事業、②通園グループ指導事業、③言語心理指導事業、④リハビリテーション事業、⑤発達障害児支援(3～5歳児)、⑥巡回指導事業(他機関支援・連携)、⑦研修・講習会 などを行っている。また、発達障害児をもつお母さんに対しても「お母さんの気持ちとサポート」という事業で支援を行っている。利用対象者は通園グループ指導事業・言語心理指導事業は就学前児童を対象に、その他の事業は区内在住の心身障害児等とその保護者を対象に実施されている。職員体制については様々な専門職が相談・支援に当たっており、医師・社会福祉士・心理言語聴覚士・理学療法士・作業療法士・看護師・保育士・栄養士など70名の職員が在籍している。

こども発達センターの現在の課題は、利用登録者の急増(H16、472人→H23、909人)により、発達障害児とその保護者に十分なサービスが提供できない点である。この原因として、肢体不自由児が増加したことや保護者の意識の変化で発達障害児が早期から相談に来るようになったことなどがあげられている。そのために「毎日通園できなくなった」「医療的ケアが受けられない」などの苦情が増えており、他の場所を借りて事業も行っているが施設・職員にも限界があり、その対応に苦慮している。増えつづける発達障害児への対応、1・2歳児の通園希望者の増加、医療的ケアが必要な重度障害児への対応が、喫緊の課題である。このような施設を整備する時には将来の見通しを十分に考慮しておかなければならないが過剰な設備投資も出来ず、財源確保の問題もあり、難しい面が多い。

委員会所管事務調査感想・意見等

委員氏名；坂 上 明

港区

港区は、昭和22年3月15日に区政施行。人口231245人(H24年6月1日現在)の文字通り千代田区と共に日本経済の心臓部で、一部上場企業110社の本社が軒を連らね、中小零細企業が約45000社がひしめき合う。夜間人口23万人に対し、昼間の人口約100万人という実態が、それを物語っている。

今、区が抱えている喫緊の課題の1つが危機管理体制についてである。と言うのが、区職員2,100人のうち港区々民は260人、つまり職員の夜間の在宅人口が著しく少ない為、夜間に起こりうる災害時の緊急対策についての対応である。

※震災の想定の見直し→想定震度5を震度7に

①高層ビル・マンション対策 ②災害時要援護者対策 ③帰宅難民対策 以上3点を重要課題と明記

同様の課題を抱えているのが千代田区、区職員1,100人のうち僅か100人の夜間在宅人口と言う事である。都心部ならではの課題なのだろうが、本市も他人事では無い、危機管理の一層の充実を図る事は極めて重要である。

放射能・放射線量の測定について

目的

先の福島第一原発事故以来、子供達の安全・安心をより確かな物とし、保護者をはじめとする区民の不安を少しでも解消出来る様、様々な放射能・放射線対策に取り組んできた。しかしながら、平成24年3月現在、減の厚地子に関する放射能・放射線問題について、未だ尚子どもの健康を心配する声などが区に寄せられる。そこで区は、放射能・放射線問題を中・長期的な課題としてとらえ、24年度以降についても継続して取り組む事により、区民とりわけ子供達の安全・安心をより一層確かなものとし、区民の不安解消に努める事を目的として対応方針を定める。

事業の状況

- 1；水道水の放射能測定
- 2；区有施設の砂場の砂の放射能測定及びその地表近くの放射能測定
- 3；屋外プール水の放射能測定
- 4；空間放射線量定点測定
- 5；給食の放射能測定 … 今年7月から産地を公表(産地の風評被害が問われる)
- 6；牛乳の放射線測定

- 7; 放射線測定機器の貸し出し(貸し出し台数4台); 世田谷区のあるスーパーの駐車場から高濃度の放射線量が測定される
- 8; 放射能・放射線を正しく理解する為の啓発
- 9; 放射線モニタリングポスト
- 10; 港区放射性物質除染実施ガイドラインの策定 … 「区有地、区有施設における追加被ばく線量が地表から5センチメートルの高さで年間1ミリシーベルト(毎時0.23マイクロシーベルト)以下とする。」事を目的とした区有地、区有施設における除染基準を平成23年11月1日に策定。

この度の視察に際し、区担当課へ事前に質問事項を送付しお答えを頂いた、その主なものとして

- 1; 様々な測定を行っているが、市民からの要望を受けて施策を広げたのか
→平成23年4月から水道管直結水道水の放射能測定を6月から保育園や小・中学校、公園等の砂場の放射線量測定を開始。その後、平成23年7月から給食に使用している食材の産地公表開始、10月から給食・牛乳の放射能測定を開始。
- 2; 砂場の取り除いた砂はどこへ
→原則として、その場の上下を入れ替える措置により対応。尚、港区の砂場では、これまでの測定に於いて緊急対応を要する高い数値は測定されてないが、子供達の安全・安心をより確かなものとし、又保護者の不安を解消するという観点から全ての砂場に於いて、通常の維持管理の範囲の中で、順次砂の追加・入れ替えを実施。これに際しては通常通り、業者の引取りにより対応。
- 3; 近隣の自治体もこれほどの測定を行っているのか
→全てを調査し一覧にしたものは無いが、23区内の中でも手厚く対応しているほうではないかと思う。ただし、給食や食材の測定については様々な対応があるようである。
- 4; 給食の検査は一食ずつ行っているのか
→平成23年度は、一食ずつ検出限界地10Bq/kgで実施したが、24年度からは、原則として1週間分を1検体として、検出限界地0.7Bq/kgで実施。

※今夏に我が会派は、福島第一原発事故警戒区域内をはじめ、周辺地域に視察に伺った。

全住民が避難をし、平成23年3月11日の朝刊が店頭に山積みされ、道路は雑草が伸び放題、腹を空かした家畜が餌をあさりながら力尽きて死んだのだろう、その死骸が残されたままの民家等を目の当たりにしながら何一つ役に立つ事の出来ない自分の無力さを思い知らされたものである。と同時に、事故から1年半が経過したにも拘らず成す術の無い政府に怒りを覚えたものである。

事故以来、原発に対する様々な問題点が指摘されているが、その1つが「風評被害」である。西宮市に於いても食肉業界がその犠牲になり、それを覆す為にかなりの労力を費やした例がある。その様な現状を見ると、住民の不安解消は不可欠であり、放射能・放射線量の測定をいち早く実施された事は大いに評価したい。

※先の福島第一原発事故以来、原発是非の論争が日増しに高まっている。この度の総選挙の争点の1つでもあり、即時ゼロ・10年後・30年後ゼロ等様々な主張が飛び交う選挙戦だが、こんにちの我が国の経済成長に対し大きく貢献をしてきたのは確かである。この低迷する経済状況の中、是非を語るには代替エネルギーの確保等取り組むべき課題は山積している。電力不足から起こりうるであろう「負の連鎖」は絶対にあってはならない。
総選挙後の新政権に心より期待する。

節電対策について

○港区からのお知らせ(節電・省エネルギーへのご協力をお願いします)

東日本大震災の影響により全国的に電力需要が厳しい状況にあります。これに対し、区では平成23年度の夏季の使用電力抑制を家庭や個人、事業者の皆さんも含めた区全体のものとするため、港区節電対策基本方針を定め、様々な取り組みを行ってきました。

平成24年度についても引き続き電力供給不足の発生が懸念されています。みなさんのご家庭や事業所においても、健康や安全に配慮しながら、不要な照明を消す、空調機器の使用を控える、電子機器の待機電力をカットするなど、引き続き節電・省エネルギーへのご協力をお願いします。

→上記の「挨拶」のもと、[港区 地球温暖化対策助成制度のご案内]パンフレットにより、助成制度を開始。

まず家庭において節電に対する協力を訴え(「みなと節電チャレンジ」「節電コンクール」)、各々の助成制度について掲載。

○ 新エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成制度

新エネルギー・省エネルギー機器等を設置する区民・中小企業者に対し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減し、持続可能な社会を実現する事を目的として、経費の一部を助成。

[助成対象機器一覧]

- ・ 太陽光発電システム
- ・ 太陽熱利用システム(太陽熱温水器、太陽熱ソーラーシステム)
- ・ 家庭用蓄電システム(H24年6月1日から開始)
- ・ 高効率給湯器(エコジョーズ、エコキュート)
- ・ ガスコージェネレーションシステム(エコウィル、エネファーム)(H24年4月1日から開始)
- ・ 事業所様高効率空調機器
- ・ 省エネルギー診断結果に基づく設備改修
- ・ 日射調整フィルム
- ・ 高断熱サッシ(H24年4月1日から開始)

- ◎ 高反射率塗料工事助成制度
- ◎ 電気自動車等用充電設備導入費助成制度(H24年4月1日開始)
- ◎ アイドリングストップ装置導入助成制度
- ◎ 屋上等緑化の助成制度
- ◎ 生垣造成の助成制度
- ◎ 保護樹林・樹林の指定に伴う助成制度
- ◎ 家庭用生ごみ処理機等購入費の助成制度
- ◎ アスベスト対策助成制度
- ◎ 雨水浸透施設の設置に対する助成制度
- ◎ 建築物排水槽の臭気対策設備設置費助成制度(ビルピット臭気対策)

港区の民生業務部門のエネルギー使用量は、区のエネルギー使用量全体の約7割を占めている。平成2年度と20年度を比較すると約1.7倍に増加している。

その為、区は、「テナントビルの省エネ促進策に関する調査業務」に対し、ビルオーナーに協力を呼びかけ募った。

民生業務部門（オフィス）の特性

オフィスには、コピー機、パソコン、ファックスなどの事務機械があります。また、オフィスが入居する（テナント）ビルには、各種の設備機器（冷凍機やボイラ、ポンプ、ファン、照明器具、エレベーターなど）が設置されている。

このような機器が必要とするエネルギーのほとんどは電気だが、冷凍機やボイラには、電気だけでなくガスや灯油、重油なども使用されている。

◎テナントビルにおける環境配慮行動

ビルオーナーとテナントは環境配慮行動推進のパートナービルを運営・管理するビルオーナーと実際にビルを利用するテナントの両者が協力し合わなければテナントビルの省エネルギー対策は有効に進められない。その為、実施できる環境配慮行動についてビルオーナーとテナントが協力し合いながら推進することが求められる。そこで、両者が定期的に環境配慮行動について話し合う機会を設けるとともに、テナントも、環境配慮行動について積極的に提案していく事も重要である。

◎ビルオーナーの役割

テナントとの環境配慮行動についての組織化、会議を主催するなど、体制づくりを行う。また、環境配慮行動に積極的なテナントに対する管理費の低減等のインセンティブ策の実施や共用部、専用部のエネルギー管理を従量制とするなど、テナントの環境配慮行動の促進を誘導すべきである。

◎テナントの役割

テナントビルの環境配慮行動の中には、テナントの協力がなければ実施できない対策が多くあるが、ビルオーナーの多くは、テナントへのサービス低下を危惧して、これらの対策を実施できずにいる。地球温暖化防止のためにも、ビルオーナーの目指す環境配慮行動の実施に積極的に協力するとともに、自ら実践可能な環境配慮行動を積極的に実施するべきである。

オフィスの環境配慮行動は、ひとりひとりの心がけも重要な原動力である。対策方法について、社内でも話し合いを行ったり、オフィスやビル全体で取り組む内容について社員に周知し、目標を共有化して進めていくことが求められる。

和光市

和光市は、人口約7万8000人、埼玉県最南端東に位置し、東側は板橋区、南側は練馬区に隣接している。都心からは19キロ、副都心の池袋へは電車で20分足らずの距離。

視察冒頭の和光市議会議長のご挨拶より；板橋区・練馬区に隣接している為、何かと東京都と比較されるのが正直困る、規模も全く違うのだから。

介護予防事業について

我が国が抱える将来の大きな問題点の1つが、急速に進む少子高齢化であり、その少子化による人口減少である。現在我が国の総人口に占める65歳以上の高齢者の比率(高齢化率)は2割強。人口は今後減り続け、2050年には1967年当時と同じ1億人と推測される。その時点の高齢化率は当時6.6%だったのが35.7%、真ん中に当たる年齢は、1967年当時概ね30歳だったのが53歳。

数年のうちに、いわゆる団塊の世代が高齢者の仲間入りをする。今後更にウェイトが重くなる高齢者福祉施策、少子化がもたらす労働人口の減少、それに伴う日本経済への影響、社会保障制度のあり方等、日本が世界に示す国力にも多大な影響を及ぼす極めて重要な問題である。

和光市は、この高齢化進展の速さに加え、高齢化率の高さが問題となり、その対策を喫緊の課題と捉え、高齢者が地域で自立した生活を営む事ができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目無く一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築による介護保障と自立支援の確立を目指し事業を立ち上げる。

特に、居宅介護の限界点を高める24時間巡回サービスの導入と介護予防の更なる推進を図る予防事業の重点強化により、高齢者のQOL(生活の質)の向上を図る。

「健やかに暮らし、みんなで支え合うまち」を基本理念とし、①介護予防及び要介護度の重症化予防の一層の推進、②在宅介護の在宅医療の連携強化及び施設や病院における入退院時の効果的連携、③地域密着型サービスの効果的な整備、④自立支援を基本とした地域包括支援セ

ンターによる包括ケアマネジメントの推進、と言う 4 つの基本方針を定め、介護予防事業や地域密着型サービスについては、更に充実した内容とすると共に、認知賞高齢者の増加などの課題に取り組む事としている。

※地域ケア会議；厚生労働省が推進している「地域包括ケア」を実現する為には、各市町村等保険者が設置する地域包括支援センターの機能強化が求められる。中でも同センターが、ケアマネジメントの支援や地域の課題解決、更に困難事例などに対する支援方針を調整する為に行なわれる。

→益々その重要性が増す「地域ケア会議」であるが、和光市は先進的に実施しており、そのモデルケースとして紹介されている。

○和光市は、介護保険制度の理念である「尊厳の維持」「自立支援」を実現する為には、市町村・地域包括支援センター・介護支援専門員・事業者が一同に会して行なわれる。高齢者の自立支援を目指すという保険者の理念を共有し、その支援策を検討していく事で、地域にどのようなサービスが不足しているのかという事も明らかになり、必要なサービスを整備していく為の政策立案の場にもなり得る。更に、こうした会議を開催する事で、関係者の力量形成やケアプランの質の向上にも役立ち、出席者が色々な意見を聴取でき、経験を重ねていく事で、アセスメントの能力など、専門的な能力を高める事も可能になる。

第5期和光市介護保険事業計画

基本目標；地域包括ケアシステムの構築による介護保障と自立支援の確立を目指す。

基本方針；①介護予防及び要介護度の重症化予防の一層の推進

②在宅介護と在宅医療の連携強化及び施設や病院における入退院時の効果的連携

③地域密着型サービスの効果的な整備

④自立支援を基本とした地域包括支援センターによる包括ケアマネジメントの推進

〈和光市の市町村特別給付と一般高齢者施策〉

○特別給付(法廷給付同様に指定基準による事業者指定)

・色の自立栄養改善サービス(栄養マネジメント付き配食等)

・地域送迎サービス(有償運送特区活用 ベッドからベッド)

・紙おむつ等サービス(パッド フラット型 周辺商品)

○地域支援事業 介護予防・総合生活支援事業導入(10月)

○一般高齢者施策(介護保険制度を効果的に支援する)

・住宅改修支援事業(法廷住宅改修に50万円の上乗せ横だし)

・家賃助成事業

・その他(利用料助成、住み替え家賃差額助成等)

→介護予防を充実させる事によって介護度が低くなる

→「元気な高齢者」；残存機能をいかに活用し自立させるかが重要

例：右腕が不自由な場合、左腕(残存機能)を使い自立する

*特別養護老人ホームを作らず、高齢者住宅を作る…在宅介護を充実させる為には、当然「住いの確保」が要求される

*目標の設定；現在、要介護認定率が75歳～79歳の場合13.7%で、それが80歳～84歳では26.9%と約2倍に増えるが、80歳～84歳になっても13.7%という様(スライド)に、要介護認定者を増やさない。と言った取り組み→「元気な高齢者」

秦の始皇帝が、「不老長寿の薬はないのか」と言ったという話は恐らく誰もが耳にした事があると思うが、これは地位も名誉も富も全て手に入れ、権力をほしいままに出来る者であろうと、老いと死は確実にやってくるという無常を表したのである。

我が国は世界一の長寿国である。人の最大の望みは、元気で長生きをする事である。和光市の取り組みは誠に素晴らしい。「西宮市は元気なお年寄りばかりだ」と言われるよう、和光市に劣らない高齢者施策を是非構築させたい。

杉並区

杉並区は、旧東多摩郡西半にあたり、城西地区と呼ばれる東京23区の西部に位置する。面積は34.02平方キロメートルで、東京23区の中では8番目である。現在人口約55万人で、自然が豊富な閑静な住宅地域として発展してきた。

こども発達センター

心身の発達に心配がある子供と家族を援助する事を目的として、平成9年4月に開設。

対象となる障害；肢体不自由・言語障害・知的障害・脳性まひ・その他

対象年齢；就学前の子供

<事業内容>

○相談(電話相談・初回相談・発達相談「すこやか」・医療相談・専門相談)

言葉が遅い・友達とうまく遊べない・歩き始めるのが遅いなど→子供の事で気になる事があれば、気軽に相談が出来る→子供の発達に関する全般についての相談を受け、より良い方法を一緒に考え、専門相談や橋渡しを行なう。

[医療相談]児童精神科・小児神経科・整形外科・歯科(摂食)の医師が定期的に相談に応じ、医学的な助言や指導を行なう⇔救急時の医師不足問題を解消する事

[専門相談]心理・言語聴覚士・理学療法士・作業療法士・看護師・栄養士及び福祉の専門職員が相談に応じる。

○通園グループ指導(たんぽぽ園)

就学前の子供を対象に、発達段階に合わせた指導を行なう。週1日親子で通う「親子グループ」と、週3日・5日の通園日のうち、子供だけで通う人親子で通う日がある「幼児グループ」とがある。

○言語心理指導

就学前の子供を対象に、言葉に発達が遅れているなど、コミュニケーションに関する問題や情緒面に関する問題に対して発達を促す指導。指導は、子供の自発性を尊重しながら「遊び」の中で行なう。また家族に対しても、家族での対応方法などを中心に助言指導を行なう。

○リハビリテーション

[理学療法]運動機能の状況(寝返り・座る・歩くなど)を把握し、その発達を促す。また車椅子などの補装具の使用や、椅子・机などの生活用具を工夫する事で、基本的な姿勢や動作を日常生活の中で行なえるように支援をする。

[作業療法]遊びを中心とした色々な活動を通して、手の機能や認知面などの発達を促し、日常生活に必要な力をつける為の指導を行なう。食事動作や衣類の着脱など、子供や家族が生活を豊かに送れる様援助する。

○巡回指導

障害児が在籍する保育園・幼稚園等に医師や心理職、センター職員などが訪問。集団への適応が難しい子供への関わり方等について、職員に対して助言を行なう。

○研修・講習会

※活動の中で、排泄や食事など日々の生活を学ばせたり、特に摂食児童には力を入れ、子供の口腔機能の発達に適切な食形態や摂食機能を高めるよう指導している。給食内容も、子供の発達段階で硬さや大きさも変え、職員が味や硬さなどを毎日チェックしている。また、音楽を通して心身をリラックスさせ、運動機能の発達を育て(音楽療法)、素材や環境設定の方法を工夫し、子供の五感を刺激したり(造形療法)、水の特性を活かして心と体の緊張感をとき、ボディイメージを形成したり集中する力を育てたり(水治療法)、他にもトランポリンや遊具のあるレクリエーション室など、子供達が伸び伸びと過ごせて、尚且つ学ぶ事の出来る様工夫が成されていた。

厚生常任委員会視察報告（2012/10/30～31）

佐藤みち子

視察先 東京都港区—放射能・放射線量の測定について 節電対策について
埼玉県和光市—介護予防事業について
東京都杉並区—こども発達センターについて

視察先：東京都港区 放射能・放射線量の測定について 節電対策について

東京都港区の概要 面積 20.34 平方km 人口 231,245 人 世帯数 118,929 世帯
昼間人口 98 万人～100 万人（夜間人口の約 5 倍）

放射能・放射線量の測定について

2011 年 3 月に発生した福島第一原子力発電所事故以来、子どもたちの安全・安心をより確かなものとし、保護者や区民の不安を少しでも解消できるよう、さまざまな放射能・放射線対策に取り組む。事故から 1 年経過しても未だなお、区民から子どもの健康を心配する声が区に寄せられているため、区は放射能・放射線問題を中・長期的な課題としてとらえ、2012 年度以降も継続して取り組むこととしている。

- ・2011 年 4 月水道管直結水道水の放射能測定から開始。
 - ・6 月から保育園、小・中学校、公園等の砂場の放射線量測定、砂の放射能測定を開始。
 - ・7 月から給食の食材の産地公表開始、10 月から給食・牛乳の放射能測定を開始。
 - ・保育園、小・中学校の砂場は原則としてその場の上下を入れ替えることで対応。砂場は国の基準はなく、港区の除染の目安値：地表から 5 cm の高さで $0.23 \mu\text{Sv/h}$ は測定されていないが子どもたちの安全・安心、保護者の不安を解消するという観点から順次、砂の追加、入れ替えをしている。
 - ・放射線量測定器は、エネルギー補償回路を備えた簡易型の放射線量測定器で 1 台 13 万円。区民貸し出し用で 4 台、職員用として 16 台保有。
- 2011 年 11 月から、区民を対象に、放射線量測定器の貸出しを開始。当初は 2 台を 1 日単位で貸出していたが、2012 年 1 月貸出分からは 4 台とする。港区全域から貸出の申し込みがあり件数も多かったが最近は申し込みも少なくなってきたとのこと。

西宮市に比べて、福島県に近いこともあり放射能に関して区民の関心がとても高いと感じました。区民や子育てをしている保護者に安心して生活してもらうための取り組みを行政が積極的にすすめています。事故当初、中には他県に転居した人もいたとのことだったが、外国にも転居した人がいると聞いてびっくり。

視察項目：節電対策について

港区のエネルギー使用量は年々増加傾向にあり、特に民生業務部門（オフィス・商業施設）が大きな増加傾向、次いで民生家庭部門が増加傾向にある。

民生業務部門のエネルギー使用量は区のエネルギー使用量全体の約 7 割を占めている。1990 年度と 2008 年度の比較では約 1.7 倍の増加。

港区の人口・世帯数は 90 年代半ば以降増加傾向を維持し、今後もファミリー層の増加が見込まれる。オフィス等の床面積も一貫して増加傾向。（2020 年度、2 倍になる見込み）

賃貸ビルのもつ課題—港区の中小ビル（PAC 空調想定）のエネルギー使用量は平均約 77%。（オーナーがエネルギーの管理ができない。港区のビルはこちらが多い）セントラル空調のビルでは平均 52%の電力使用量。

・みなとモデル二酸化炭素固定認証制度

港区内で一定規模以上の建築を建築主は、ビルの内装等に協定木材を活用し、協定木材の使用量に相当する二酸化炭素固定量を申請することで、区から二酸化炭素固定量認証書の発行を受けることができる。

※協定自治体 47 市町村

・新エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成

温室効果ガスの排出量を削減するため、新エネルギー機器、省エネルギー機器等を設置する区民、中小企業者等に対し、経費の一部を助成。

例) 太陽光発電システムについて

住宅用と業務用 区民、管理組合、中小企業者等

最大出力に応じて 1kw あたり 20 万円

上限額は住宅用の個人が 60 万円 管理組合、中小企業等が 200 万円

西宮市に比べて助成額が大きいのとマンションの管理組合にも助成している。その理由として 9 割の区民がマンションに住んでいるとのことだった。

・区内の公共施設にはほぼ太陽光が設置済み

港区ではオフィスビルが多く節電にはビルのオーナーさんの協力が不可欠だとのこと。今後は、一定の省エネ対策を行っていないビルは貸し出しができなくなる法律ができるということでした。日本は長時間労働で働かされていますが、そこを改め 5 時になれば仕事を終えて帰宅するという労働時間にすることが、1 番の省エネにつながっていくと思いますが、社会のあり方を見直すことが必要です。

太陽光等の機器設置の助成額が個人では 60 万円、事業者、管理組合では 200 万円と額が大きくマンションに設置助成をしていることに驚きました。今年は 1 億円の予算。足りなければ補正予算で対応する。との説明でした。

埼玉県和光市 視察項目：介護予防事業について

人口が約 77,000 人 地域包括支援センター4 か所 (株) 3 か所、社福
市が主導で「地域ケア会議」課題解決、困難事例などに対する
支援方針を調整している。

市は特別養護老人ホームを建設しない方針 (その理由として、下記の事項)

- ①本人の希望—家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば自宅で
介護を受けたい 46%
- ②家族の希望—自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受
けさせたい 49%

上記の①②の理由で特養の建設はしないと決めたとのこと。

・和光市の高齢化率は H23 年度の全国平均 23.0%との比較では 14.2%、第 5 期終了の 2015
年度では 16.9%、2025 年度では 18.3%まで上昇すると見込んでいる。

・「アミューズメント・カジノ」運動・栄養・口腔機能向上の介護予防事業について

2 次予防対象者 1,111 人のうち 253 人が参加 率 22.77%

※H23 年度 対象者 3,005 人 参加率 6.6% (西宮市)

「カジノ」は誰でも参加できるのではなく、理学療法士等専門家が参加する人を決めて
いる。公民館、福祉センター、小学校の空き教室等を利用。全部で 15 会場。

和光市は、介護予防事業の先進市として全国から注目されています。特に市が主導で「地
域ケア」会議を実施し高齢者の実態を「地域包括支援センター」だけでなく市が実態をつ
かんでいることは西宮市との違いかな。

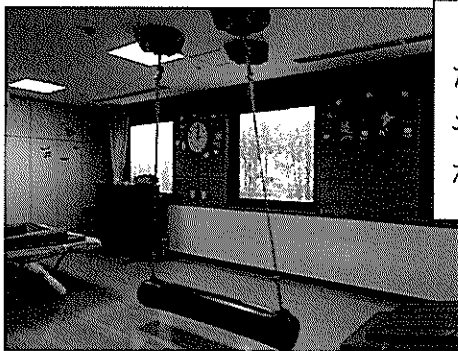
実態をつかむためにアンケートをしているが、返答がない人こそ問題や大変な実態であ
るときめ細かく対応しています。西宮市に比べて人口が少ない・・ことも把握しやすい大
きな要素だと思いましたが、そこは西宮市としてどう地域の高齢者の実態をつかむのか研
究すべき課題です。

当日は「カジノ」が開催されていなくて見学ができないのが残念でした。「カジノ」とい
うと抵抗があつたが楽しく予防ができることを主にしているとのこと。西宮市では、
元気体操等を実施しているが魅力がないのか参加者が少ない。楽しく介護予防ができる・・
高齢者にどんなことをしたいのか等、意見を聞いて再度検討する必要があると思った視察
でした。

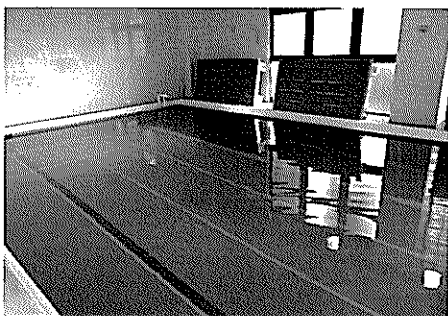
東京都杉並区 視察項目：区立こども発達センターについて

区立の施設 職員は70名 35名が非正規（理学療法士等の専門職）

- ・就学前のこどもと保護者を支援 ・ことばが遅い、運動面が遅い等
- ・様々な専門職が相談・支援（医師、社会福祉士、心理・言語聴覚士、理学療法士・作業療法士、看護師、保育士、栄養士等）
- ・通園グループ指導
 - 1グループ9～10人の小集団 遊びを通して発達を促し、保護者を支援
 - 親子グループ（1～2歳児）週1回親子で通う
 - 幼児グループ（3～5歳児）3歳児は週3日、5歳児は週5日通園
 - 幼児は本来なら毎日通園することが望ましいが体制的に無理との説明
- ・言語・心理指導
 - 個別指導—ことばや情緒面の発達を促す1対1の指導
 - 小グループ指導—5～6人で、対人関係・集団適応等の指導
- ・リハビリテーション
 - 運動面の発達を促す、理学、作業療法
 - 水の特性を生かした治水療法 補装具相談
- ・発達障害児支援を2008年から始める。専門医・心理職が幼稚園・保育園と連携して対応している。



天井からつり下げた遊具。子どもたちはユラユラ揺れる遊具が大好き。



親子で水遊び。父親の参加もあり。



手すりのついているトイレ

新しくなる「わかば園」のイメージを持つことができた視察でした。子どもの支援とともに親の支援の重要性も大事だと改めて感じ、親子を全面的に支えるためには職員の力量が大事だと思いました。

厚生常任委員会所管事務調査 報告

委員名 長谷川 久美子

調査の期間 : 2012年10月30日(火)～10月31日(水)		
訪 問 先	調 査 及 び 調 査 事 項	
10/30	1. 東京都港区	放射能・放射線量の測定について 節電対策について
10/31	2. 和光市	介護予防について
	3. 東京都杉並区	こども発達センターについて

1. 東京都港区

【概要】

人 口…231,425人 世 帯 数…118,929世帯 面 積…20.34k m ²	2012年度一般会計予算額…1,035億5,000万円
	議員数…34人(内、女性11人)

【放射能・放射線量の測定について】

2012年3月30日には、「港区防災対策基本条例」を制定した。

防災対策

区民の不安を少しでも軽減できるように、様々な放射能・放射線対策を実施している。また、危機管理や防災においては、区単体で実施している他、東京消防庁、警視庁から職員を迎えて広域で対処できるように連携している。

また、区役所の近くに管理職(課長級3人)を住まわせ、緊急時の対処に備えている。

地域防災対策

港区は高層住宅が多く、その対策も考えている。地震等の災害が発生した場合、家具類の転倒、エレベーターの停止など、高層住宅特有の問題が生じるので、居住者による防災体制づくりに取り組めるようにハンドブックを作成し、配布している。

区内には、多くの事業所がある(昼間人口約90万人に対し、夜間人口や約23万人)ことから、地域防災への取り組みには住民だけでなく事業者にも参加を呼び掛けている。

帰宅困難者対策

港区特有の問題点への対策も進めている。災害によって交通機関が停止するなどで、帰宅困難者が発生することが予想されるため、事業所には帰宅困難者の一時受け入れ、そのための飲料水、食料等の確保についても協力を依頼している。

放射能・放射線対策は、以下の表のように実施している。

放射能測定			
対象	開始時期	頻度	施設・場所
水道水	2011/4 より	1 回/週	港保険所の水道直結管
砂場	2011/6 より	1 回/週 5～6 箇所	区・私立幼保園、私立特別支援学校、区立小中学校、緊急暫定保育室、こども園、障害保健福祉センター、公園、児童遊園、運動場など
屋外プール水	2011/6～9 (プール開設期間中)	期間中に 2～3 回	区立小中学校と屋外プール
給食	第 1 回 2011/10～12 第 2 回 2012/1～3		区・私立保育園、区立小中学校、緊急暫定保育室、こども園、障害保健福祉センター
牛乳	2011/10～2012/3	1 回/週	区・私立保育園、区立小中学校、緊急暫定保育室、こども園、障害保健福祉センター
空間	2011/6	1 回/週	芝浦工業大学芝浦キャンパス

放射線測定機器の貸し出し（簡易型 4 台）			
対象:区民	2011/11～	原則として 1 日（9 時～17 時）単位、1 か月のうち 1 回限り 休日を含む場合は、翌窓口開庁日の午前 10 時まで	

当初は安全基準がわからないままに放射線測定をはじめたが、区民の不安を少しでも軽減するには測定値を随時公表することがいいだろうという考えで続けてきた。プールの測定についても、区民がプール水の安全性について質問があったため、それに応えて実施している。実際に、測定値を出すことで安全を確認できてよかったと、子どもの保護者ら区民から意見をもらっている。

空間放射能測定は、芝浦工業大学との連携で実施するなど、官学の連携もスムーズなようだ。互いにもてる知識・技術・方法を活かすためにも、平時からの交流が大切であると感じた。

貸し出す放射線測定器は 4 台だが、特に混乱なく貸し出しできているとのこと。区内各所で測定する放射線数値を随時公表していることも功を奏していると考えられる。区民の安心を取り除くために適切な対策・対応を実施した結果と言える。

また、放射能対策は、専門部所ではなく、各部署に日常業務として入れる方向だとのこと。

【節電対策について】

港区のエネルギー使用量は、商業施設が全体の7割を占めており、さらに、年々増加の傾向で、家庭等住民の使用料は1割程度だという。事業所独自のビルについては電気使用についての全体管理が可能だが、テナントビルの場合は困難なので、インターネットによるエネルギー使用の「見える化システム」導入を進めている。年末に、テナントビルオーナーに、サービス導入のメリットをあげて協力を求め、募集する（20棟 先着順）。

テナントオーナーに提示する「見える化システム」サービス導入の5つのメリット

1. 省エネ法、東京都環境確保条例の報告用データ開示業務の少力化
2. テナント専用部節電・省エネの推進によるエネルギーコスト削減
3. システム利用によるテナントコミュニケーションの活性化
4. システム提供によүүл顧客満足度の向上
5. ビルの付加価値の向上

新エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成も充実している。

戸建の区民だけではなく、集合住宅（管理組合）や中小企業者も助成の対象にしている。充実した助成金に財政の違いを痛感。

助成対象機器	助成対象者	助成額算定方法	上限額
太陽光発電システム	区民	最大出力に応じて 1kWあたり20万円	60万円
	管理組合		200万円
	中小企業者等		
太陽熱温水器	区民、管理組合	有効集熱面積に応じて 1㎡あたり9,000円	10万円
	中小企業者等		20万円
太陽熱ソーラーシステム	区民、管理組合	有効集熱面積に応じて 1㎡あたり16,500円	30万円
	中小企業者等		50万円
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	区民	機器本体価格の1/4	8万円
	中小企業者等		
潜熱回収型給湯器 (エコジョーズ)	区民	機器本体価格の1/4	3万円
	中小企業者等		
高効率空調機器	中小企業者等	設置価格の1/4	50万円
省エネルギー診断結果に基づく 設備改修	中小企業者等	設置価格の1/4	100万円
日射調整フィルム	区民	① 設置価格の1/2 ② 施工面積(㎡)×7,500円 ① ②のいずれか小さい額	7万5千円
	中小企業者等		75万円

庁内の節電についても、30%削減したという。取り組んだ結果、ビル全体で電気代を見直し、不要な電気使用の実態がみえてきた。

太陽光発電システムは、公共施設の設置可能な建物にすべて設置した。

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の運用についても、大変興味深く聞いた。

2. 和光市

人 口…78,965 人 世 帯 数…37,438 世帯 面 積…11.04 k m ² 高齢化率…約 14.3% (2011.8)	2012 年度一般会計予算額…221 億 9,000 万円
	議員数…18 人 (内、女性 6 人)

高齢化率の全国平均は 23%、埼玉県平均 21%である中、和光市は 14.3%、年代別の人口で見ても 37～47 歳が多く、若い市である。とはいえ、毎年高齢化率も上昇しており、2003 年度から先駆的・独自施策にて、介護予防事業を本格的に実施している。

要介護保険認定率も約 10.2%(2011 年度)と低く (西宮市 16.5% 全国 17.4% 2011 年度)、これは、ケア・マネジメントを適切に行っている結果だと、担当者は言う。

年齢階級ごとに要介護度別の人数を出し、介護度の年齢移行に注目して、予防、改善を考えていく方法をとっている。要支援 1・2、要介護 1 等の軽度者に「廃用症候群」が多くみられることから、“世話をする”という支援のみなおしを図ることとした。

和光市で実施したアンケート調査では、介護が必要となった場合、本人・家族ともに「自宅で介護を受けたい/受けさせたい」が約 75%を占めていた。

和光市の先駆的・独自施策

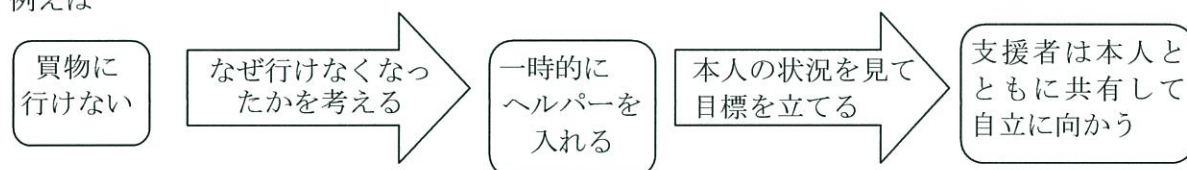
市内には特養は 1 施設 (99 床) のみで、今後も新設する予定はない。市民の希望も、「自宅で介護を受けたい」ということでもあり、自宅ケアを掲げて、2003 年より介護予防事業を本格的に実施し、民生委員などの地域ネットワークを活用して、地域の高齢者の生活状況やニーズを把握し、それを踏まえて支援施策を展開してきている。介護 4・5 の人も在宅で生活可能だと、市民に説明してきている。地域包括ケアシステムは中学校 (3 校) 区で分けていて、各圏域にはサービス付き高齢者住を設置している。「住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らしつづける」ことができ、軽度者も、定期巡回を受けて介護予防に取り組むことができるという、「町ぐるみ」の支援事業となっているとのことだ。

一般高齢者について、国の基準にはない部分を施策として挙げている。あとエバ、在宅支援には住宅ありきということから、低所得者にはサービス付き高齢者賃貸住宅の家賃 1/2 を補助している。また、紙おむつのサービスも行っている。

要介護認定率は、2006 年の 12.0%をピークに 2008 年には 10.2%に下がり、その後、10.1%、10.0%、10.2%と低く安定している。介護予防と自立支援型マネジメントの効果であるといえる。

「身体機能向上から生活機能向上へ」という考え方で、

例えば



福祉は「できないことをできるようにするための支援だ」と市民に説明しているとのことだ。

「地域ケア会議」

20分「和光市コミュニティケア会議」では、市役所担当者、供託介護支援事業者、通所施設・グループホーム・ケアハウス・食の自立支援事業者、ごみの戸別収集事業者、住宅改修事業者、福祉用具事業者などのサービス提供事業者らが、支援計画の評価などを箇条書き進行で、年に2~4回開催している。「地域ケア会議」の役割は、ケアマネジメントの支援や地域の課題解決、さらに困難な事例などに対する支援方針を調整するためにも、ますます重要となってきた。また、役所やサービス提供事業者などの質の向上につながるOJTの実践にもなっている。

アセスメントの分析は、改善の可能性が高いケアを行うために有効。

個人のニーズを分析することを積み重ねることで、地域のニーズとなり、次のサービスにつながっていくとのことだ。

予防事業に加え、ケアマネジメントの機能強化による要支援1・2から自立高齢になった改善率は45%と成果を上げている。「悪化している人」の多くは身体機能ではなく、病状の悪化が主だとのこと。

和光市では、必要な人に必要なサービスが提供されていることがよくわかった。

高齢者の自立度が高まり、在宅で安心して介護サービスを受けられることで、医療機関退院後の在宅生活にも不安が取り除かれる。本人にとっても尊厳が保持されるし、在院日数の短縮化など、医療費の削減にもつながることになる。

3. 東京都杉並区

人 口…540,496人
世 帯 数…302,801世帯
面 積…34.02k㎡

議員数 47人 (内、女性 13人)

2012年度一般会計予算額…1,546億6,590万円

《現地視察》 こども発達センター

1997年4月1日に開設した施設。障害者福祉会館たんぽぽ園を発展的、組織的に整備したもの。

杉並区内の出生数は約3,500人で、身体・知的障がいのこどもは約1.5%で、1学年に約55人いることになる。発達センターの前身である障害者福祉会館は、この数値を参考に建設したが、対象が発達障がいのこどもにも広がったことで、利用者に日数や時間等の制限をかけているというのが現状のようだ。人口の8.2~9.3%が発達障がい者（2006年厚労省調査）だといわれ、杉並区の就学前のこどもでは約300人がそれに該当することになる。現実には、すべてのこどもたちを受け入れられる状況ではない。

センターでは、言葉や運動面が遅いなど発達面での問題を抱える就学前のこどもと保護者について、医師、社会福祉士、心理・言語聴覚士、理学・作業療法士、保育師、看護師、栄養士などの専門職が電話・面接相談、発達支援をしている。

相談事業のほか、通園グループ指導、言語・心理指導、リハビリテーションなどを行う。また、センターをオープンして以来、障がい児が在園する保育園や発達の心配なこどもがいる幼稚園に、医師や心理職が巡回訪問をしている。必要に応じてセンターの専門職が個別的に助言をする。センターでは、月に1回、担当者、保育所、学校とで会議を開いている。

母親の気持ちをサポートするために、親子通園日を設けるなど、親の話聞く機会を故意的につくっている。

センター内を見学

《廊下に貼られた保健室の案内》⇒

「通園児の内科健診を含め、お子さんの健康管理、親ごさんの相談に応じます」など、勤務されているドクターの紹介。

後ろ姿は、センター長。小学生の頃、西宮市に住んでいて、安井小学校に通っていたと。



《収納スペース不足》⇒

わかば園でも、とても困っていると聞いていた収納場所の不足は、ここでも同様。

当初、不要だろうといわれたほどの大きな収納を設置したが、現実はまだまだ足りないとのことだった。物置化している部屋もあった。



先駆けて設置されたセンターだが、元は障害者施設であったところを発達支援に広げた施設であることから、現在はかなり手狭になっているようだ。発達障がいの認知が広がることは好ましいことだが、それによって利用者が増え、サービスの提供が手薄になる問題も実際に起きてきている。

センター長からも、利用登録者が2004年472人だったのが2011年には909人に増えており、特に1・2歳児の通園希望者が顕著だとの報告があった。スタッフの増員も必要とのこと。

西宮市においても、現状を踏まえたセンターの新設ではなく、将来的な利用の増加を十分に見込んでいかなければ、結局は適切な支援に至らないままで、他の施策に負の連鎖を及ぼすことになりかねない。

委員会所管事務調査感想・意見等

委員氏名 花岡 ゆたか

- 調査の期間 平成 24 年（2012 年）10 月 30 日(火) ～ 31 日(水)
- 調査先及び調査事項
 - 東京都港区 ・放射能・放射線量の測定について
 - 埼玉県和光市 ・節電対策について
 - 東京都杉並区 ・介護予防事業について
 - 東京都杉並区 ・こども発達センターについて

1. 東京都港区

人口 23.1 万人 面積 20.3 平方 km



東京都港区には4万5千もの企業が集まり、昼間人口は100万人にも及ぶと言われている。その昼間人口の多さから昨年の東日本大震災においては、帰宅困難者が大きな問題として顕在化した。区内には多くの高層ビルが林立し、区民の約9割が集合住宅に居住している。また、区民には高額所得者が比較的多い。近年、臨海部の超高層マンションの開発が進み、子育て世代の流入が顕著であり、人口の増加が続いている。今後もこの傾向が続くと予測されている。

□ 放射能・放射線量の測定について

概要

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を発端とした放射性物質の放出に対して、子どもたちの安全・安心をより確かなものとし、保護者をはじめとする区民の不安を少しでも解消できるよう、様々な放射能・放射線対策を実施している。

事業の状況

(1) 水道水の放射能測定

- ① 開始時期 平成 23 年 4 月
- ② 採水場所 みなと保健所の水道直結管
- ③ 測定頻度 週 1 回
- ④ 測定回数 48 回

(2) 区有施設の砂場の砂の放射能測定及びその地表近くの放射線量測定

- ① 開始時期 平成 23 年 6 月
- ② 対象施設(施設数) 区立保育園・こども園・緊急暫定保育室(20)、区立幼稚園(12)、区立小学校(19)、区立中学校(9)、障害保健福祉センターこども療育パオ(1)、区立公園・児童遊園・遊び場(54)、区立運動場(1)、私立保育園(3)、私立幼稚園(14)、私立特別支援学校(1)
- ③ 測定頻度 週 1 回、5~6ヶ所程度
- ④ 測定回数 延べ 292 回

→ これまでに港区の除染基準値である、地表から 5 cm の高さで $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超える地点は測定されなかったが、子どもたちの安全・安心をより確かなものとし、保護者をはじめとする区民の不安を少しでも解消できるよう、砂の入れ替えを行った。砂は原則として、その場の上下を入れ替える措置を行った。

(3) 屋外プール水の放射能測定

- ① 測定時期 平成 23 年 6 月から 9 月まで(プール開設期間中)
- ② 対象施設(施設数) 屋外プール保有施設(区立小学校(14)、区立中学校(5)、アクアフィールド芝公園(1))
- ③ 測定頻度 各施設、プール開設期間中に 2~3 回
- ④ 測定回数 延べ 54 回

→ 「プールの放射能測定が終わらなければ、子どもを入れたくない」と言う保護者がおり実施した。

(4) 空間放射線量定点測定

- ① 開始時期 平成 23 年 6 月
- ② 対象施設 芝浦工業大学（芝浦キャンパス）
- ③ 測定頻度 週 1 回
- ④ 測定回数 42 回

(5) 給食の放射能測定

- ① 測定時期 第 1 回 平成 23 年 10 月から 12 月
第 2 回 平成 24 年 1 月から 3 月
- ② 対象施設(施設数) 区立保育園・こども園・緊急暫定保育室(22)、区立小学校(19)、区立中学校(9)、障害保健福祉センターこども療育パオ(1)、私立保育園(7)
- ③ 測定頻度 各回、各施設 1 回（私立保育園は第 2 回から測定開始）
- ④ 測定回数 延べ 109 回

→ 東日本大震災後、学校給食に不安を持ち学校給食を子どもに与えず弁当を持参させる保護者が出てきた。不安感の高まりから、平成 23 年 7 月から給食材料の産地公表を開始し、その後、給食の放射能測定を実施した。弁当を持参させている保護者はまだいる。

(6) 牛乳の放射能測定

- ① 測定時期 平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月
- ② 対象施設(施設数) 区立保育園・こども園・緊急暫定保育室(22)、区立小学校(19)、区立中学校(9)、障害保健福祉センターこども療育パオ(1)、私立保育園(7)
- ③ 測定頻度 区有施設は、メーカー・製造工場別に週 1 回
私立保育園は、各園 1 回
- ④ 測定回数 延べ 149 回

→ 東北産の牛乳で区の定めた検出限界値を超えるものがあつた。

(7) 放射線測定器の貸出

- ① 開始時期 平成 23 年 11 月
- ② 根拠法令 港区放射線測定機器貸出要綱
- ③ 貸出台数 4 台
※ 貸出当初は 2 台であつたが、平成 24 年 1 月貸出分から 4 台に拡大した。
- ④ 貸出件数 延べ 192 件

→ 東京都区部で民家やスーパーマーケットの敷地から、数値の高い線量が測定された旨の報道により、区民から不安の声と放射線測定器の貸出の要望があり貸出を実施した。対象は区民であり、区内事業所は対象としていない。区の英語版ホームページでも周知を行った。平成 24 年 3 月以降貸出数は激減した。

(8)放射能・放射線を正しく理解するための啓発

① 講演会開催

	講 師	参加人数
平成 23 年 8 月 5 日	独立行政法人放射線医学総合研究所研究員 根井 充 氏	120 人
平成 23 年 8 月 24 日	独立行政法人放射線医学総合研究所研究員 根井 充 氏	108 人
平成 24 年 1 月 28 日	東京慈恵医科大学准教授 浦島 充佳 氏	30 人
平成 24 年 2 月 9 日	東京慈恵医科大学准教授 浦島 充佳 氏	22 人

② 広報みなと 放射能・放射線対策特別号発行（11月1日号）

→ 講演参加人数が大きく減少したのは、報道や区への対応により区政に理解を得られたものと考えている。また、一部の裕福なラウドスピーカーは海外に移住したり、関西・九州に転居したとの話もある。

(9)放射線モニタリングポスト

- ① 設置時期 平成 24 年 3 月
- ② 設置場所 港区役所及びお台場学園港陽小・中学校
- ③ モニタリング開始時期 平成 24 年 4 月

(10)港区放射性物質除染実施ガイドラインの策定

「区有地、区有施設における追加被ばく線量が地表から 5 cm の高さで年間 1mSv (0.23 μ Sv/h) 以下とする。」ことを目標とした区有地、区有施設における除染基準を平成 23 年 11 月 1 日に策定した。

□ 節電対策について

節電対策については、港区の地球温暖化対策の一つとして進めている。

港区における二酸化炭素排出量は、約 7 割がオフィスビルや商業施設であり、住宅は 1 割にも満たない。そこで、ビル開発運営事業者には幾つかの要項を守って頂いている。

(1) 港区民間建築物低炭素化促進制度の運用

民間事業者が港区内に建築を行う際、延べ面積 5,000 m² を超える建築物のうち、事務用途の延べ面積が 2,000 m² 以上の建築物を対象とし、建築主に低炭素化等の環境配慮を求めている。省エネ法の改正にあわせ、誘導基準の見直しを行い、より一層の省エネ取組を事業者には促している。

(2) みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の運用

区と「みなと森と水ネットワーク会議」に参加している自治体が協定を締結することにより、適切な森林管理と伐採後の再植林が保障された〈協定木材〉の使用を推奨している。
→ 現在 62 自治体と協定を結んでおり、開発事業者には床面積に応じて一定量の協定木材の使用が求められている。

2. 埼玉県和光市

人口 8.1 万人 面積 11.0 平方 km



埼玉県和光市は埼玉県の南端に位置し、南は東京都練馬区に接し、北は荒川までとなっている。市を南北に東京外環自動車道が通り、市内には陸上自衛隊の朝霞駐屯地や本田技研工業の本社があることから、財政的に恵まれた住宅都市である。

□ 介護予防事業について

和光市長寿あんしんプランに基づく「第 5 期和光市介護保険事業計画」と「高齢者保健福祉計画」では、新しい着眼点での事業が全国から注目されており、連日各地方自治体から議員や関係部局の職員の視察が続いている。

(1) 現状

日本全国で 65 歳以上の被保険者数と要介護認定者数は、増加の一途をたどっている。今後の予測を見ても全人口の減少に対して、75 歳以上の高齢者の割合の増加が顕著である。

要介護認定率をみると、75 歳で 13.7%となっており、それ以降急激に割合が高くなっていく状況である。そこで和光市では、75 歳で 13.7%という要介護認定率を維持することに着眼し「介護予防」に注力している。

(2) 介護予防

要介護度別による原因をみると、要支援1・2、要介護1等の軽度者にはいわゆる「廃用症候群」が多いことがわかる。そこで廃用症候群の予防し、介護予防につなげている。

和光市では、介護予防事業が奏功し、要介護度が軽くなり2人に1人が自立生活に戻る「卒業」となっている。このような状態を、「和光市の要介護認定は厳しいのではないか」、「福祉の切り捨てではないか」との声もあるが、介護度を進行させない事は地方自治体の責務である。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

和光市では、独自の「和光市コミュニティケア会議」の存在がとても大きく、とてもよく機能している。

基本目標 地域包括ケアシステムの構築による介護保障と自立支援の確立。

→ 居宅介護の限界点をあげる事である。

基本方針

- ① 介護予防及び要介護度の重症化予防の一層の推進。
- ② 在宅介護と在宅医療の連携強化及び施設や病院における入退院時の効果的連携。
- ③ 地域密着型サービスの効果的な整備。
- ④ 自立支援を基本とした地域包括支援センターによる包括ケアマネジメントの推進。

(4) 介護保険法の基本条文の確認（市民への徹底周知）

第2条第2項（介護保険）

前項の保険給付は、要介護状態または要支援状態の軽減または悪化の防止に資するように行われるとともに、医療との連携に充分配慮して行われなければならない。

第4条（国民の努力及び義務）

国民は、自ら要介護状態になる事を予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持促進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保険医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

→ 「家事ができなくなったのでヘルパーを派遣する」と当たり前と思われることは介護保険法の趣旨に合致していない、「家事ができなくなったからできるように訓練する」という事が法の趣旨に合致していて、和光市の目指すところである。

3. 東京都杉並区

人口 54.0 万人 面積 34.0 平方 km



東京都杉並区は古くからの住宅都市であり、高級住宅街や大学、戦前からの細い街路の住宅街も多い。

□ こども発達センターについて

(1) こども発達センターとは

就学前のお子さんと保護者を支援する。

対象となるのは、ことばが遅い、運動面がおそい等のお子さん。

様々な専門職の職員が相談・支援する。(医師、社会福祉士、心理・言語聴覚士、理学療法士・作業療法士、看護師、保育士、栄養士など)

(2) 区内で障害のあるお子さんの状況

区内の出生数は年に約 3,500 人。

全国の身体障害児・知的障害児の割合、約 1.5% を乗じると、年に約 55 人。

全国の発達障害児の割合、約 8.2~9.3% を乗じると、年に約 300 人。

(3) 通園グループ指導 (たんぽぽ園)

就学前の小集団 1 グループ 9~10 人

遊びを通して発達を促し、保護者を支援する。

親子グループ (1~2 歳児) 週 1 日 親子で通う 定員 16 人/日 (登録 128 人)

幼児グループ (3~5 歳児) 週 3~5 日 一人で通う 定員 40 人/日 (登録 56 人)

(4) 言語・心理指導

個別指導 約 850 人（ことばや情緒面の発達を促す 1 対 1 の指導）

小グループ指導 （5～6 人で、対人関係・集団適応等の指導）

(5) リハビリテーション

運動面の発達を促す、1 対 1 での個別指導 理学療法・作業療法 195 人

集団指導 水の特性を生かした水治療法を行う。

補装具相談 自助具や車イスやクツ等の補装具の使用や作成の相談。

(6) 発達障害児支援 3～5 歳

① 発達相談「すこやか」

友だちと楽しくかかわれない、会話になりにくい等の相談を、専門医・心理職が幼稚園・保育園と連携して対応。

② 発達障害児グループ指導「キッズクラブ・アポロクラブ」

他者との関わり方や集団場面での行動など、社会性の成長を促すため、他児に注目したり協力するグループ活動を行う（6 ヶ所を借用し実施）

→ 平成 20 年度から発達障害児支援が加わったため、施設が手狭になり職員も足りず、利用者にしわ寄せが及んでいる。

(7) 巡回指導（保育所等訪問支援事業）

障害児の在園する保育園や、発達の心配なこどもがいる幼稚園が対象。

医師や心理職が訪問し運営について助言（保育所・幼稚園の先生に対して）

必要に応じてセンターの専門職が、個別に助言したり情報を提供する。

(8) こども発達センターの課題

利用登録者の増加（平成 16 年 472 人→平成 23 年 909 人）により、場所を借用して事業を実施している。

利用登録者の増加の原因は、平成 20 年に始まった発達障害児への対応、1・2 歳児の通園希望者が増えた事、医療的ケアが必要な重度障害児への対応が考えられる。

看護師が足りない（現在 3 名）

→ 施設見学もしたところ、本市で計画中の施設にも参考になる点が多数あった。



指導室と指導室の間にあるトイレ



プレイルームの遊具



プレイルームの遊具
(奥に見える棚の奥行は 1mもある)



水治療法に用いられるプール
(法的にプール扱いにならない大きさに抑えてある)

委員会所管事務調査感想・意見等

委員氏名 町田博喜

調査の期間 平成24年(2012年)10月30日(火)～31日(水)

調査先及び調査事項

東京都港区

- ・放射能・放射線量の測定について
- ・節電対策について

和光市

- ・介護予防事業について

東京都杉並区

- ・こども発達センターについて

1. 東京都港区

(1) 放射能・放射線量の測定について

【港区放射性物質除染実施ガイドラインの制定】

港区では、昨年発生した東日本大震災による原子力発電所の事故で放出された放射性物質の環境汚染への対処に関する政府が示した特別措置法の制定や指針などを参考に「港区放射性物質除染実施ガイドライン」を定め、必要な対策を推進している。

区では、これまでの測定結果や文部科学省が発表した数値を参考に「区有地、区施設における追加被ばく線量が、地表から5センチメートルの高さで年間1ミリシーベルト(毎時0.23マイクロシーベルト)以下とする。」ことを目標に定めている。

【港区放射能・放射線対策方針】

区では、福島第一原子力発電所の事故以来、子供たちの安全・安心を確かなものにするため、さまざまな放射能・放射線対策に取り組んできたが、原子力発電所に関する放射能・放射線問題について、未だなお、区民から子供の健康を心配する声が多く寄せられている。

そのため、区では、放射能・放射線問題を中・長期的課題として平成24年度以降も継続して取り組むとしている。

具体的な取り組みとして7項目があり、子供たちの安全・安心を確保するため、砂場の砂の放射能測定を行い公表することや安全・安心な給食を提供するため、現在、実施している食材の産地公表や放射能測定に加え、平成24年度以降については、検出限界値を引き下げたうえで、継続的に放射能測定を行い、公表するとしている。

また、モニタリング体制を強化するため、これまで、週1回実施してきた芝浦工業大学での定点測定に替えて、平成24年4月から区内に2箇所モニタリングポストを設置し、常時、区内の放射線量のモニタリングを実施したうえで測定結果と併せて、地図上に測定場所をプロットしたものを区のホームページに載せている。

【放射能・放射線対策】

区では、福島第一原子力発電所事故を発端とした放射性物質の放出に対して、子供たちの安全・安心を確かなものにするため、さまざまな放射能・放射線対策を実施している。

- ・ 事業の状況としては、中町にある浄水場から放射能が検出されたことから水道水の放射能測定からスタートした。
- ・ 区民から砂場の砂を口に入れても大丈夫かという問い合わせに対しては、砂場には安全基準がなく、測定の結果50～60ベクレルの測定結果が出たため砂場の砂を入れ替えるとともに週1回の測定を開始した。

(原則として、砂場の上下を入れ替える措置により対応しているが、通常の維持管理の範疇の中で、砂の追加・入れ替えを実施している)

- ・ 屋外プール水の放射能測定をプール開設期間中に2～3回実施した。
- ・ 将来のために空間放射線量測定を始めた。
- ・ 給食の放射能測定については、測定とともに風評被害もあり産地の公表を行うことで給食に対する安心感が増した。

(給食の検査については平成23年度は、1食ずつ、平成24年度からは、原則として1週間分を1検体として実施している)

- ・ 昨年、民家から放射線が検出されたことで、区が放射線測定器の貸し出しを行っている。
- ・ また、区民を対象として放射線量測定器の貸し出しも行っている。平成23年11月から2台、平成24年1月から4台を用意し貸し出した。

(2) 節電対策について

【新エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成】

港区では、クリーンエネルギーの普及促進を図ることで、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減するため、新エネルギー機器、省エネルギー危機等を設置する区民、中小企業者等に対して、経費の一部を助成しており、そのメニューとして太陽光発電システム、太陽熱温水器、太陽熱ソーラーシステム、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、高効率空調機器、省エネルギー診断結果に基づく設備改修、日射調整フィルムなどがある。

助成金額には、それぞれ上限があるが予算が足りなくなれば補正予算で対応している。

【港区の地球温暖化対策】

港区において民生業務部門のエネルギー使用量が増加傾向にあり、その使用量は区のエネルギー使用量全体の約7割を占めており、平成2年と平成20年を比較すると約1.7倍に増加している。また、それに伴い、区の温室効果ガスの排出量も大きく増加している。

また、港区の人口・世帯数は90年代半ば以降、増加傾向を維持しており、今後も増加が見込まれ、民生業務部門の延床面積についても増加していることから各種対策をとっている。

(テナントのエネルギー使用量の見える化)

港区の事業所の多くはビルを貸借して事業を行っている。

賃貸ビルのエネルギー使用量の大半はテナントの専用部で使用しているため、省エネにはテナント自体の取り組みが不可欠となっている。しかし、テナント自体エネルギー使用量状況を把握できない課題を抱えているため、テナントビルにエネルギー計測機器とインターネットを活用したシステムを導入し、使用量の状況を詳細に把握し省エネ対策を推進できる制度をモデル事業として取り入れている。

(港区民間建築物低炭素化促進制度の運用)

民間の事業者が区内に建築を行う際、延べ面積5,000㎡を越える建築物のうち、事務用途の延べ面積が2,000㎡以上の建築物を対象として建築主に低炭素化等の環境配慮を求めている。

(みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の運用)

区と「みなと森と水ネットワーク会議」に参加している自治体が協定を締結することにより、適切な森林管理と伐採後の再植林が保証された「協定木材」の使用を推進している。

この制度は、区内で一定規模以上の建築を行う建築主は、建築物等へ協定木材を積極的に活用し、協定木材の使用量に相当する二酸化炭素固定量を申請することで、港区から二酸化炭素固定量認証書の発行を受けることができるものである。

現在、協定自治体は47市町村あり、森林整備による吸収量は13,548,270 t-CO₂/年となっている。

(ちいばす路線を活用したEVバスの実証実験)

区では、ちいばすの路線を活用して、超寿命かつ急速充電が可能な新型電池と超急速充電技術を用いたEVコミュニティーバスシステムの実証実験に協力している。実験により、EVコミュニティーバス導入費用の低減が実証できれば、多くの自治体に普及を促し、二酸化炭素の削減に貢献していくものとしている。

2. 和光市

(1) 介護予防について

国の状況として、65歳以上の被保険者数は2011年4月末で2,907万人、2000年の介護保険制度をスタートしたときから11年間で約740万人、34%増加している。また、介護認定を受けた者は、2011年4月末で508万人となっており11年間で約290万人、133%増加している。

75歳以上の高齢者についても2055年には26.5%になり4人に1人以上になると推計されている。

要介護度を年齢別で見ると、年齢が上がるほど重度者が増えるが90歳以上を除くと最も人数が多いのは要介護1、2となっている。また、年齢階層別に認定率をみると、80歳以上から認定率が約3割と急上昇する傾向にある。

介護が必要となった場合の介護の希望としては、本人として「家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい」となっており、また、両親が介護を必要となった場合、家族としての介護の希望として「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けさせた

い」とデータがある。

【和光市長寿あんしんプラン（第5期介護保険事業計画）】

和光市では、医療や住まいとの連携も視野に入れた介護保険事業（支援）計画を策定しており、日常生活圏域のニーズ調査を実施し、地域の課題・ニーズを的確に把握したものになっている。

ニーズ調査では、身体機能・日常生活機能、住まいの状況、認知症状、疾病状況などを調査している。

また、調査票の回収率は95%で、そのうち6割の方が郵送による返送となっている。しかし、調査票の返ってこない世帯があることから特に注意を払うようにしている。

この調査は、個人名の記入式で行ったことで、台帳化をすることもでき、その人の実情にあった施設を提供することの参考になっている。

（和光市の地域包括ケアシステム）

和光市では、特別養護老人ホームを作らずに在宅介護を基本として自立支援の確立を目指している。

そのために、地域密着型サービスの効果的な整備を行うため、介護保険サービス、住宅、介護保険外サービス、医療系サービス、福祉・権利擁護の地域包括支援ネットワークを構築し、地域包括支援センターと連携している。また、地域包括支援センターは直営でなく委託事業としている。

和光市が平成15年から実施する介護予防と自立支援型マネジメントの効果として、介護認定率が全国平均より7ポイント以上、県平均より3ポイント以上の低い認定率となっている。

日本の高齢者の健康寿命が諸外国に比べ短くなっており、和光市では80歳～84歳までの認定率を現在の18.8%から13%にすることを目指している。

3. 東京都杉並区

（1）こども発達センターについて

（杉並区立こども発達センター内において説明を受け施設の見学を実施した）

こども発達センターは、平成9年に完成し、15年目を迎えている。

区内の障害のこどもの状況としては、区で毎年約3,500人のこどもが生まれるが、そのうち身体障害・知的障害のこどもが約1.5%55人、発達障害のこども

もが約 8.2%～9.3%で約 300 人となっている。

事業内容は、

- ① 相談事業として、一般相談として電話相談、発達相談、専門相談、医療相談
- ② 通園グループ指導として、就学前の児童・幼児を 1 グループあたり 9～10 人のグループをつくり遊びを通して発達を促し、保護者を支援している。
- ③ 言語・心理指導として、約 850 人に対して個別指導を行い、3 歳児については月 1 回、4、5 歳児については月 2 回の実施、併せて小グループ指導として 5～6 人で、対人関係・集団適応等の指導も行っている。
- ④ リハビリテーションとして、運動面の発達を促す一対一での個別指導理学療法、作業療法、集団での水の特性を生かした水治療法、補装具相談を行っている。
- ⑤ 発達障害児支援として、友達と楽しくかかわれない、会話になりにくい等の相談を、専門医・心理職が幼稚園・保育園と連携しての相談、他者との係わり方や集団場面での行動など、社会性の成長を促すため、他の児童に注目したり協力するグループでの指導を実施している。
- ⑥ 巡回指導として、障害児のいる保育所等を訪問して、医師や心理職が助言したり、必要に応じてセンターの専門職が個別に助言や情報を提供するなどしている。
- ⑦ 研修・講演会として、保護者や関係職員向けの療育講座、関係機関の職員向けの講座を行っている。

等の事業を実施しているが、お母さんの気持ちを理解したうえでのサポートに重きをおいていると感じられる。

施設の関係者の方からは、こどもが利用する部屋は、活動に集中できるようシンプルにすること、研修などのために大きい部屋が必要、収納はできるだけ奥行きがあり大きい方がよいなどのアドバイスがあった。

以上

委員会所管事務調査(管外視察)感想・意見等

厚生常任委員会委員 八木 米太郎

調査の期間	平成24年(2012年)10月30日(火)～10月31日(水)	
調査先 及び 調査事項	東京都港区 和光市 東京都杉並区	・放射能・放射線量の測定について ・節電対策について ・介護予防対策について ・子ども発達センターについて
<p>視察全般について</p> <p>議会改革の一つとして、今回の視察から、①議会事務局職員の随行なし②事前勉強会の開催(視察内容について委員会での協議・検討)が行われることとなったが、特段の支障もなく無事に視察を終えることができた。①については、何かと気苦労をおかけした随行員兼任の委員長に、まずもって感謝を申し上げたい。②については、事前によく知りたい点や質問事項を視察先にお知らせしたことにより、やや時間的にきつい日程にもかかわらず、スムーズに視察ができて、良かったと思う。以前、震災復興・防災対策特別委員会委員長を拝命したときに事前勉強会開催を提案したことがあり、残念ながらその時は賛同を得られず頓挫したことが思い出されるが、「当たり前」といえば、当たり前のことながら、各委員が「課題に突っ込み、認識を深める」ことに繋がったのではないかと思う。むろん、副議長職務の都合で、事前勉強会を欠席し、気になる質問事項を提出しただけなので、あまり偉そうなことは言えないが、大事なことは、今回申し合わせ事項で決定した「視察実施後の意見交換及び当局への提言」をしっかりとやることである。この視察報告書も今回からそのまま公開されるとのことで、議員個々の報告書公開もそれなりの意味があるかもしれないが、報告書は「それ以下でもそれ以上でもない」類のもの。言い放しで「だから、どうやねん。どうするねん」ということがどうしても欠如する。PDCAサイクルを持ち出すまでもなく、D=実施の後には、C=点検が必要であり、それも単なるチェックではなく次のA=行動に結びつく点検でなくてはならない。これまた当たり前のことながら、委員がそれぞれの感想、意見を持ち寄り、必要に応じ当局も交えて喧嘩がくがく、結果、本市の施策に活かすことができれば、言うことなし。むろん、個々の議員が視察で得たヒント等に基づき、一般質問等で本市のやり方をただし、また新たな提案をするという個人プレイも結構だが、「三人寄れば何とやら」で、団体プレイの方が効果的なはず。初めてのことで、意気込みに反して、単なる感想を述べるだけの会になるかもしれないが……。</p> <p>蛇の足的で恐縮だが、視察報告書公開に関し、あと一つ気になる点がある。視察には、前述の事前勉強会での資料(ネットを通じて得られる視察地の資料及び視察課題に関する本市の施策の現状等)(以下「事前資料」という。)のほか、視察先でいただく説明資料(以下「当日資料」という。)等、かなりの量の資料があり、これらの資料が公開されない限り、多分、報告内容がチンプンカンプンでわからないことが多いと思われる。むろん、すべてをまとめた視察報告書には添付されると思われるので、閲覧は可能かもしれないが、おそらくネット上での公開には、それらの資料は添付されないと思う。かといって、視察報告書において、感想・意見を述べる前に、その前提として、資料の内容を事細かに解説記述すれば、単なる資料の丸写しに近いものになってしまう。今回のように、事前に質問事項を送付し、当日、文書化された丁寧な回答をいただいていると、尚更である。痛し痒しであるが、可能な限り、解説は短くし、丸写しは避けようと思うので、わかりにくい点があろうかと思われるが、ご容赦願いたい。</p>		

《自己評価》

調査事項	期待度	見聞差	解明度	会得度	参考度	備考
放射能・放射線量の測定	5	5	4	3	3	即役立つものはあまりなし
節電対策	3	5	--	3	2	
介護予防対策	3	5	--	1	0	再度調査の必要あり
子ども発達センター	3	5	5	5	5	

数値は5段階評価

5:大いにある 4:かなりある 3:どちらとも言えない

2:あまりなし 1:ほとんどなし 0:皆無、

期待度: 調査事項に対して、事前にどれほど興味を持ったかの度合い

見聞差: 事前調査と実際見たもの(調査後)とでどの程度の差があったか
(マイナスは事前の方が大の場合)

解明度: 調査によって、事前の疑問点等がどのくらい解明されたか
(-- は 事前の疑問点等なし)

会得度: 調査によって、どれほどの見識が体得できたか

参考度: 本市に役立つ事項がどれほど得られたか

東京都港区

港区は、平成15年(2003年)7月28日～30日に「環境」を主なテーマとして議員視察で訪れた先の一つである。調査事項は「CNG清掃車両の導入とCNGスタンド設置について」「港区資源化センターについて」で、区内の2施設を視察した。その時、環境対策の率先地として、また、区の特異性に強い印象を受けた覚えがある。報告書をみると次のように記している。

港区では、「港区環境率先実行計画(みなとエコ21計画)」に基づき、平成12年7月に清掃車両18台を平成13年度から順次天然ガス車に切り替える方針を定め、(中略)23区内で初めて区直営の天然ガススタンドを設置、平成13年12月から供用を開始。(中略)いずれにしても、港区の環境負荷軽減に向けての率先した取り組みは大いに評価すべきであり、職員の方々の話を聞いていると別段先進的な特別なことをしているような気負ったところもなく、むしろ当たり前と思えるような話しぶりにも感心させられた。(中略)

港区のゴミは8割が事業所排出で家庭ゴミは2割という際だった特異性があり、(中略)港区はじめ、事業所排出ゴミの特異性は想像を絶するところであった。

今回の視察でも、全く同感で、放射能・放射線量の測定については、「当たり前」のことをやってるだけとの強い印象を受け、節電対策については、主に地球温暖化対策についてだが、エネルギー使用料も温室効果ガス排出量も事務所・商業施設等民生業務部門が約7割で、しかも住宅の9割が集合住宅であるという区の特異性に基づき、対策が考えられていることなど、本市では到底想定できない特異な前提状況ではあるが、にもかかわらず、その率先した環境対策への熱意は大いに学ぶべきである。

1.放射能・放射線量の測定について

今回の視察の中で最も興味深かった事項である。

区の放射能・放射線対策の基本となる考えは、区民の安全・安心の確保を最優先と

することであり、この観点から「子どもたちの安全をより確かなものとし、保護者をはじめとする区民の皆さんの不安を少しでも解消」することが目的で対策が実施されている。

従って、文科省の放射線量測定値からは面的除染の必要でない区域であるが、「区有地・施設における追加被曝線量が、地表から5 cmの高さで年間1ミリシーベルト($m\text{ Sv/y}$) (毎時0.23マイクロシーベルト($\mu\text{ Sv/h}$)) 以下とする」ことを目標値に、国が示した一連の対応指針を参考として、「港区放射性物質除染実施ガイドライン」を定め、①継続的な測定(水道水や子ども関連施設の継続的測定、区内2箇所の常時観測と機器貸し出しによる測定)のもと、②子ども関連区有施設では同目標値、それ以外は地表1 mの高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト($\mu\text{ Sv/h}$)以上高い数値が観測された箇所で除染を行い、③調理済み給食及び牛乳の放射能測定、食材産地情報のまとめを行い、④それらを公表するとともに、⑤相談体制の継続、⑥放射能・放射線を正しく理解するためにパンフレット作成や講演会等の啓発活動を行うというものである。

福島第一原発からの距離感や近隣の地震被災状況からしても、保護者をはじめとする区民の不安は良く理解でき、これらの対策は当然のこととしまえばそれまでだが、行政の安全・安心への配慮は、周辺区との比較はもとより、絶対値としても高く評価すべきものであると思う。原発事故に関連しても、また阪神・淡路大震災における本市の状況とは雲泥の差があるので、実感が湧かないのは致し方ないかもしれないが、「さまざまな測定は区民からの要望を受けて施策を広げたのか」との当方の質問に対し、書面では「区民の意見は大きく影響した」としながらも、「初めてのことばかりで、懸命に対応するうちに、結果として、さまざまな取り組みとなった。」「区民の声も平成23年の秋頃には落ち着いてきた」との口頭説明からは、きっと降って湧いた事態にも慌てることなく、声高な意見にも惑わされず、着実に手を打っていった結果であろうと推察できた。

先に興味津々の事項と書いたが、事前の質問2「取り除いた砂はどこに置いているのか」と質問4「放射線測定器の価格」、質問6「放射線測定器の貸出はどのように行っているのか。(例：申請状況、貸出の相手先、貸出した相手先から測定結果の報告を受けているのかなど)」が聞きたかったことである。

質問2は質問の仕方が悪かったと反省している。知りたかったのは砂だけでなく、土や落ち葉、水等の汚染物質をどう処理しているかである。

事前資料によれば、公園等で目標値より高い数値のところは5箇所あり、当該箇所の土砂を除去及び水洗い、うち1箇所は埋没方法を取っている。学校園や公園の砂場は目標値を下回っていたため、すべて通常の犬の糞対策同様に業者が砂を入れ替え、除去した砂は業者が処理したとのことである。すべてが区のガイドラインに基づく処理方法なので、あまり目くじらを立てることではないが、「土砂を除去及び水洗い」が気になるところである。多分、除去した土砂を大量の水を用いて、放射性物質を洗い流す方法をとったと思われるが、ガイドラインでも指摘しているように、洗浄汚染水の拡散は可能な限り避けねばならないと思う。放射性セシウムによる汚染水はゼオライト等を主原料とした除染剤を用いて分離吸着させ、分離回収した汚染物質を仮置場等に隔離し、封じ込める方が、より安全度が高いはずである。大量の水による除染は、汚染レベルが違うといえども、原発事故現場での冷却汚染水を海に放出してしまった過ちと同じことで、元の場所の放射線量は低下しても、セシウム等の汚染物質を拡散させ、低汚染レベルの範囲を広げたにすぎない。放射能対策でやりすぎはない。可能な限り「拡散させず、封じ込める」方策をとるべきだったのではないかと思う。

そもそも、「除染」とは、「放射性物質が付着した土や草木を取りのぞいたり土で覆ってしまうことで、生活する空間での放射線の量を減らしていくことです。」(環

境省・福島県HP：除染情報プラザより)とのことなので、乱暴な言い方をすれば、「生活する空間」以外は、どうでもよいということが基本にある。でも、本当にそれでいいの？「生活する空間」は「除染」できても、放射性物質を、即、ゼロにはできないことを今一度考えるべきであろう。

放射能対策は「???」だらけであるが、誰が言ったか忘れたが、「原子力を扱うというのは、悪魔と付き合うということだ」との言葉、正にそのとおりである。

質問4、放射線測定器は、「Mr.ガンマ」と呼ばれる国産簡易型のクリアパルス社製A2700(約13万円)を20台、うち4台が区民貸出用、ほかに高性能ガンマ線測定器を3台(約50万円)、うち1台が自然由来かどうかを判定できる機種、計23台を保有している。区民貸出用は、職員対応と同じ機種なので、借りる区民の信頼度も高く「安心」に結びついていると思われるとの弁。貸出範囲は地域的な偏りはなく、HP等でPR、在住外国人にも貸し出をしている。測定結果の報告義務はないが、空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上の高い数値の箇所については、国等への通報が必要なため報告を求めており、何か不安な点があれば、適宜アドバイスを行っているとのことであった。

ただ思うに、簡易型といいながらも、きちんとした機器であるので、測定結果の報告を求め、それを公表する方がいいのではないかと。貸出範囲に地域的な偏りはないとのことなので、区民が自分の居住地近くで、区民が測定した値を知ることが、参画と協働の理念からもより好ましく、「安心・安全」度が増すのではないと思われる。ただ機器を貸し出しするだけでは、せっかくの制度・機器がもったいないような気がする。

その他、被災地の瓦礫処理については、都の受け入れ分の一部を処理し、1日2回放射線量を測定し、公表しているとのこと、瓦礫処理に関しては、問題があるとは全く考えていないようであった。

2. 節電対策について

前述のとおり、主に地球温暖化対策についてだが、実に多様な施策(助成制度や要綱運用、実証実験等)が実施されている。

当日資料では助成制度として、太陽光発電、太陽熱利用、高効率給湯器、ガス発電給湯・暖房機器、省エネ診断設備改修、事業所用空調機器、電気自動車充電設備、後付けアイドリングストップ装置、高断熱サッシ、日射調整フィルム、後反射率塗料、屋上等緑化、生け垣造成、環境対策融資の14、実にきめ細かいメニューがあげられており、何よりの特徴は、区民個人だけでなく、個人事業者や中小企業、マンション管理組合等を主な対象としている助成が多いことだ。助成事業の予算総額は1億円で、不足になれば補正を組むとのこと。これまでは、モニターで省エネ行動の把握に努めてきたが、区民も、事業者も省エネに対する意識は高く、募集内容や応募状況は積極的に広報しているとのことであった。

区内事業所の多くがビル賃貸事業を行っていることから、今後もビルが営業できるようにする支援策として、「ビルテナントのエネルギー使用状況の見える化」を推進するため「テナントビル省エネ促進策に関する調査業務」にご協力いただけるビルオーナーの募集」を実施、また、事務所用延べ面積2千㎡を超える建築物に対し、省エネ取り組みを求める「民間建築物低炭素化促進制度」や延べ面積5千㎡を超える建築物の建築主に対し、協定木材の使用を推奨する「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」を運用している。いずれも、事務所ビルを単なるビルでなく「地域貢献施設」と位置付けており、運用は「要綱」で定め、協力をお願いしているとのこと。説明では、協力をお願いではなく、むしろ「～せよ」との命令調らしいが、該当の建築主・事業所等はおおむね、大手5社にのみで、驚くべきことには、各社「地域貢献施設」との自覚から、「協力するのは当然」として、極めてスムーズに要綱指導行政が成立してい

るとのことである。「ビルの省エネ促進策」では、例えば、自然換気の設計がとられていない場合は、自然換気を取り入れたり、空調運転をON、OFF間歇切り替え運転に切り替えたりをお願いをしているとのこと。「二酸化炭素固定認証」は、区内建築物で国産木材資材の使用が極端に少ないことを憂いて始めた制度で、大建工業㈱が資材産地自治体に資材づくりを提案し、当該自治体が地元産木材を使っていることを保証し、これを受けて、港区が木材使用量によって☆一つから三つ星までの認証書を発行するというものである。協定自治体は47市町村で、今後さらに15の追加を予定しているとのことであった。これら、ビル関係の施策については、これまで区がビル管理会社によるビル管理状況を的確に把握・管理してこなかったとの反省がベースになっているとの話であった。

いずれにせよ、あまりのユニークさに驚くばかりで、ユニーク故に本市で活かせるようなものはほとんどなかったが、地球温暖化対策への果敢な挑戦、その真摯な姿勢は見習わなければならないと痛感した。

3. その他

防災対策の概要、課題についてお聞きした。

区では、直下型地震発生時の課題として、次の3者の対策を挙げられた。①昼間人口が5倍(約百万人)となることから、帰宅困難者②高層住宅住人③要援護者である。そして、何より、発生時間帯によるが、勤務時間外であれば、少ない区内居住職員(職員2227人のうち区内居住者276人)で対応できるのかが一番の問題であるとのことであった。幹部職員は当直制のもと、寮で寝泊まりとの対策をとっているが、万全かどうか悩み種という。問題意識があるだけ、まし、とすべきかどうか、判断に苦しむが、3者対策のうち、本市の最重要対策は③の要援護者と思われるが、これ一つですら被災都市でありながら、まだ十分にできていない点は猛省しなければならない。小地域ごとに、プライバシー保護問題を乗り越えて、1日でも早く、要援護者対策を地域みんなで共有すべきである。

和光市

1. 介護予防対策について

厚労省が一押しする介護予防の先進地で、さまざまな取り組みを行い、介護認定数を減らしているが、視察を終えても、未だに信じられない思いで一杯である。

和光市において、介護認定数減という介護予防の成果と実績がなぜ可能なのか、そのわけ、秘訣を私なりに整理してみれば、

① 介護予防法の基本条文(理念)の市民への徹底周知(下線は当日資料)

第二条(介護保険)第二項 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

第四条(国民の努力及び義務)国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

② 自立支援の考え方を整理し、支援方針の共有化

介護予防の対象者には、身体機能向上から生活機能向上へ(期間的自立支援)。

介護給付対象者には徹底した原因究明による残存機能の活用と機能向上を。

③ 保険者(市)が機能管理する中央コミュニティケア会議を核とした地域包括支援センター事業の運営

地域包括支援センター(市内4施設：すべて委託、1箇所は社会福祉法人、3箇所は株式会社の運営)ごとの地域コミュニティケア会議による、認定度による

レベル区分による対応(軽度:地域的・予防的レベル対応、重度:個別レベル対応)

④ 徹底したコミュニティケア会議(地域ケア会議)による支援方針の決定・確認
箇条の発言による会議の効率化と簡素化

⑤ 「生活行為評価票」によるニーズ・課題把握の徹底

例:なぜ、一人で〇〇できないか? ⇒ なぜ(因子)を因子別(個人、環境)に分解し、徹底分析する。

⑥ 地域主権下における共生者社会実現への自治体の「やる気・姿勢」を明示

現状把握と課題分析、徹底した説明による合意形成(説明責任)、関係者からの意見提案の聴取(聞く耳)等、具体内容で明確な方針(姿勢)を示し、「らしさ」のあるまちづくり構想をつくりだす。

⑦ 市の責任の明確化

①から⑥まで、すべて市の責任において行うこと。

等があげられるが、結論からいえば、原因→結果の図式や理屈はそれなりに理解できても、やっぱり、力量不足でよくわからない。

とくに、①の介護保険制度の主旨は、「ああ、全くそのとおりですね」と理念や観念に終わってしまうことが世の常だが、これを忠実に実践するという事は、並みのやり方、努力でできるものではない。ただただ驚くばかりだが、人口7万で特別養護老人ホーム1箇所、これ以上は絶対に設置させないとの意気込みは、やっぱり、スゴイ。公助・共助・自助のもと、施設福祉一辺倒から在宅福祉、地域福祉へと支援の仕組みを替えようとする方針にもかかわらず、ニーズに押されて、施設増設をせざるを得ない、待機者ゼロを目指して施設増設に迫られ、どうしても、在宅福祉、地域福祉がおろそかになってしまう、乱暴な言い方かもしれないが、行政も政治家も、「支える仕組み」に関しては、わかってはいても、大衆迎合主義(ポピュリズム)になっていしまふ、多くの自治体がそうした現状にあっても、なおかつ、「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう」に挑戦し、実践し続ける和光市である。

感服と称讃だけで終わりがちな、それで、どないすんねん、と言われれば、すいませんと恥じ入るしかないが、私の技量・能力ではもっともっと時間を掛けて、少なくとも2、3日は滞在し、地域包括支援センターやコミュニティケア会議を見聞して、研修しないと「市民のために役に立つ」見識は到底得ることはできないと、思い知った次第である。

2. その他

視察説明に先だって、和光市議会の菅原満議長よりご挨拶をいただいたが、和光市では、議長は会派に属さず、無所属となっている。多分申し合わせによるものと思われるが、役職から言えば、会派に属さない方がいいのかもしれない。本市でも検討の余地ありと思う。

東京都杉並区

1. 子ども発達センターについて

センター長の村一浩氏からパワーポイントによる施設概要の紹介を受け、質疑応答の後、施設内を視察した。本市はわかば園改築に伴い、同様の施設整備を計画中であるが、施設長からいただいた本市へのアドバイスも含め、参考とすべき点を以下に記す。

① センターの役割は、常にお母さん方にここに来れば何とかかなると思っていただくこと。

② 近年、発達障害への理解が進むにつれ、早期に相談に訪れる1、2歳児が増えているので、対応策が課題である。(センターでは、発達障害相談は3～5歳児が対象)

③ 医療的ケアが必要な重度障害児が増え、看護師不足になっている。

- ④ 3歳児以上では、毎日通園するのが理想。(通園グループ『たんぽぽ園』は、1、2歳児の親子グループが週1日通園、一人で通う幼児グループは3歳児が週3日、4、5歳児が週5日)
- ⑤ リハビリテーション部門(理学療法、作業療法、集団水治療等)は18歳まで。
- ⑥ 部屋のテーマは、第一に収納である。奥行き1mの収納庫をつくり、こんな大きい収納庫が必要かと言われたが、大いに役立っているし、もっと大きくても良いぐらい。子どもたちにどっては、気が散ることが辛いので、部屋は可能な限りシンプルな設計にし、いろんなものを置かないこと。
- ⑦ 部屋の大きさはちょっと広めで60㎡ぐらいが適切。プレイルームは100㎡ぐらいで、大きい部屋も必要で、150㎡ぐらいが理想。
- ⑧ プレイルーム等に使用する可能性のある部屋の天井は、設計段階からブランコ等の吊り具が吊り下げ可能な構造にしておくこと(後付で、大層な構造になり困ったとのこと)。
- ⑨ 指導に必要なので、きちんとしたIT環境を整えることが大切。
- ⑩ 専門療法のうち、水療育は、水深1.2m、水温32度の大型室内水槽(容量合計がおおむね100㎡以上のものは、プールとして多くの規制があるらしく、規制されない大きさになっている)で子どもを抱っこして行っている。年10回実施、延べ70組参加。
- ⑪ 近隣大学との連携については、設置時に検討委員会の座長として、東京女子大教授から意見をいただいたほか、主に心理学関係で女子美大にも協力をいただき、最近では白百合女子と協働で子どもたちが遊ぶタッチパネルの教材開発を行った。
- ⑫ 多目的利用として、部屋を障害者団体に貸出している。
- ⑬ 正式な保護者組織はなし。

以上、それぞれ、委員によって受け取り方が違うので、「視察実施後の意見交換」の場において、しっかりと協議し、本市新施設設置に向け、当局に提案していきたい。

2. その他

村一浩センター長は、歓迎の言葉として、自己紹介で、本市とは縁があり、小学校1年生から3年生まで、安井小学校に通い、そのときの担任、梅本先生の名をネットで調べたらヒットして、大変懐かしく思ったと述べられた。後でよく尋ねてみると、思ったとおり、元甲陽園小学校長の梅本忠氏で、退任後、西宮市立郷土資料館分館名塩和紙学習館の嘱託職員として、私も大変お世話になった先生であった。

忘れられない恩師として、梅本先生の名前があがることは、先生を知るものにとっては合点がいきすぎるほど全くもってよく理解できることではあるが、歓迎の言葉故に多少のお世辞はあるにせよ、本市で過ごした幼きころを語っていただいて、感激した。

大変失礼な話ながら、流動人口の多い本市にとって、「子育てするには西宮」を合い言葉に、子育てに予算をつぎ込むことは、氏のようないわば「腰掛け族」にも投資することであり、いくら投資しても、転出してしまえば本市のことなどすっかり忘れてしまうのではないか、果たして「まちづくり」の観点から投資効果があるものかどうか、と常々少なからず疑問に思っていたが、たった3年間でありながらも、よき思い出として本市を語って下さる方に出会い、目から鱗、子育て投資は夢投資、その意義を知らずとも思い知らされた。